

海南省地域防災計画

災害時行動マニュアル



令和6年度修正
海南省防災会議

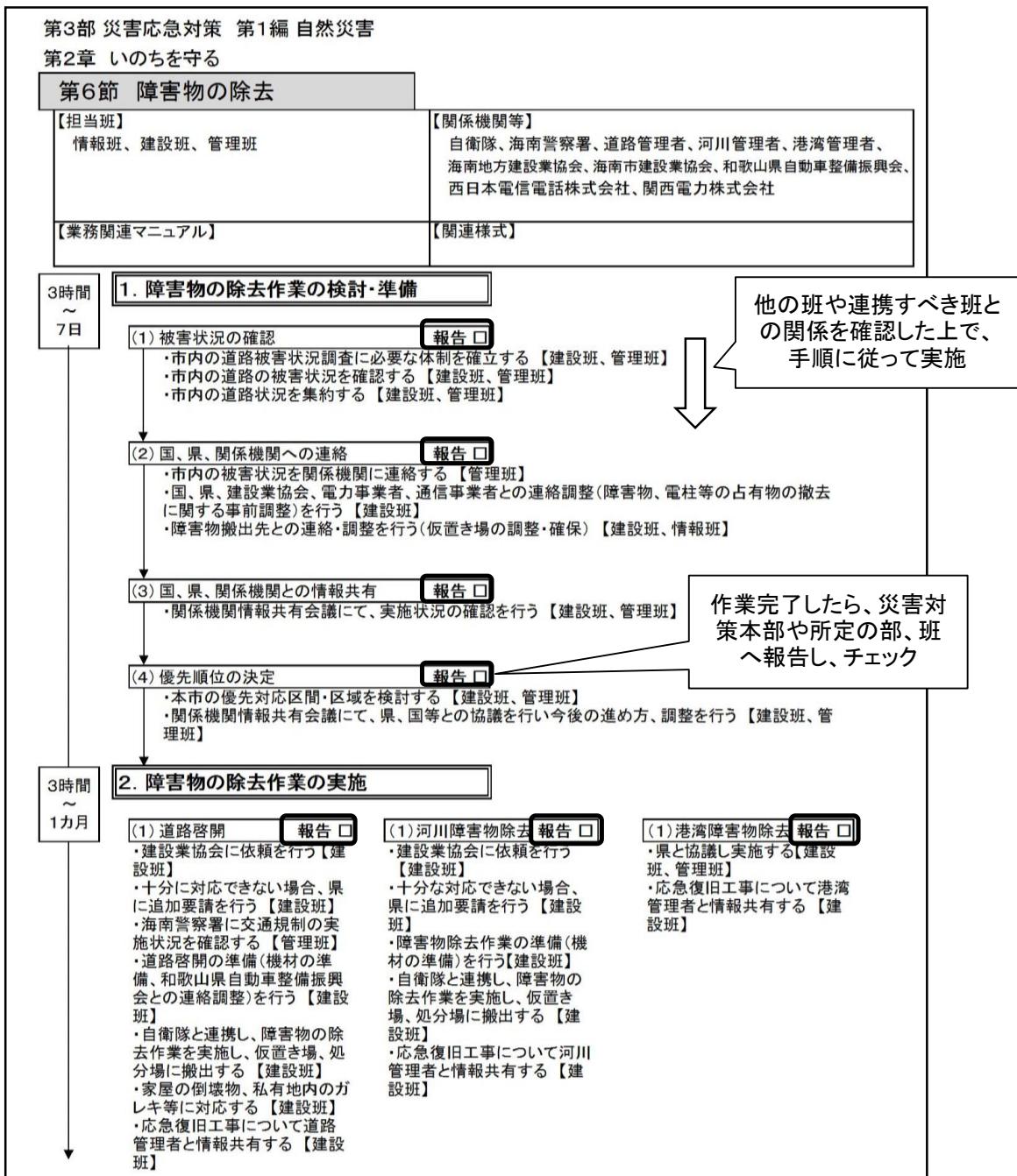
災害時行動マニュアル

<本マニュアルの構成>

- ・本マニュアルは、地域防災計画 第3部及び第4部 第2章までの「実施業務」について、具体的な実施手順を示すものである。
- ・各ページは、地域防災計画本文の「節」ごとに構成している。

<本マニュアルの活用方法>

- ・各部、班、プロジェクト担当者は、担当業務(下図の二重線の業務)の手順を確認し、他の班や連携すべき班との関係を確認した上で業務を実施する。
- ・実施後は、資料-73のフロー図を参考に、「市の様式-2」を用いて災害対策本部や情報班等の必要な部、班、プロジェクトへ報告し、フロー図内の実施事項ごとに「チェック□」を入れる。



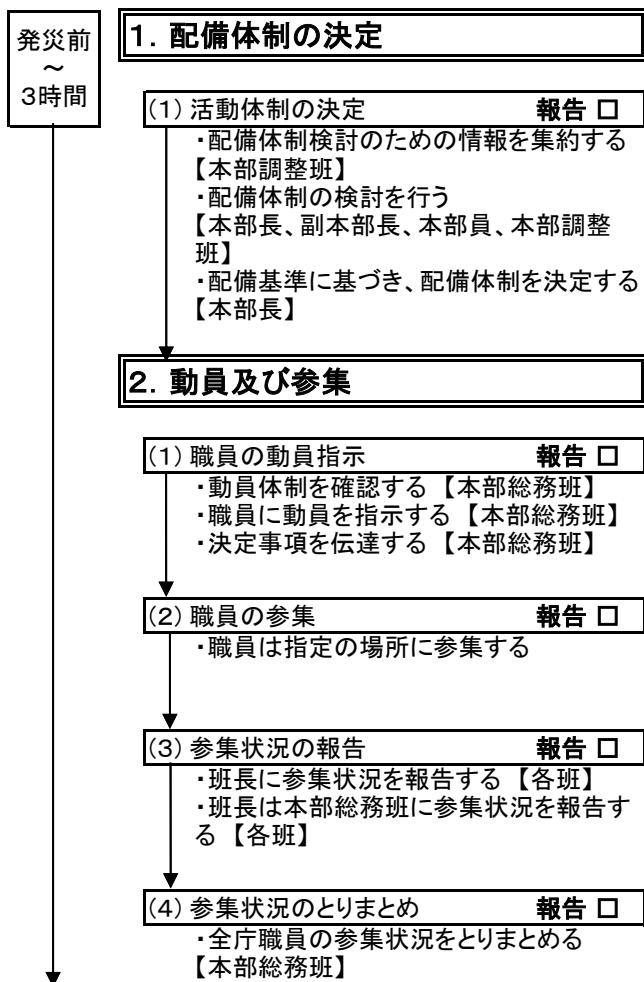
第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

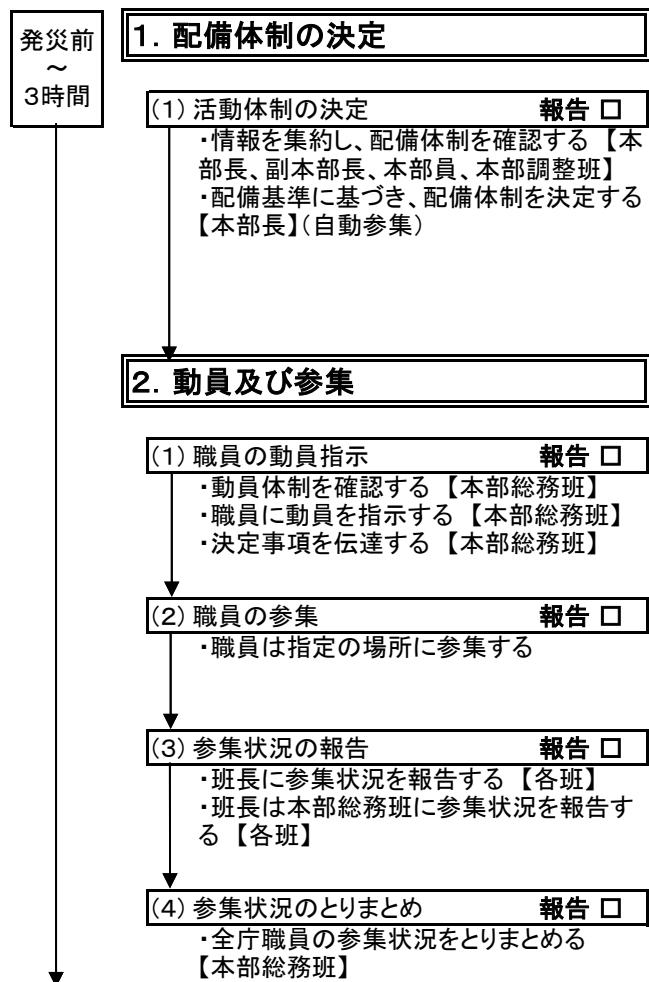
第1節 職員の配備・動員【水防計画含む】

【担当班】 本部長、副本部長、本部員、本部調整班、 本部総務班、各班	【関係機関等】
【業務関連マニュアル】 防災配備体制	【関連様式】 市の様式-5 参集途上状況報告書 P361

«風水害時»



«地震・津波発生時»

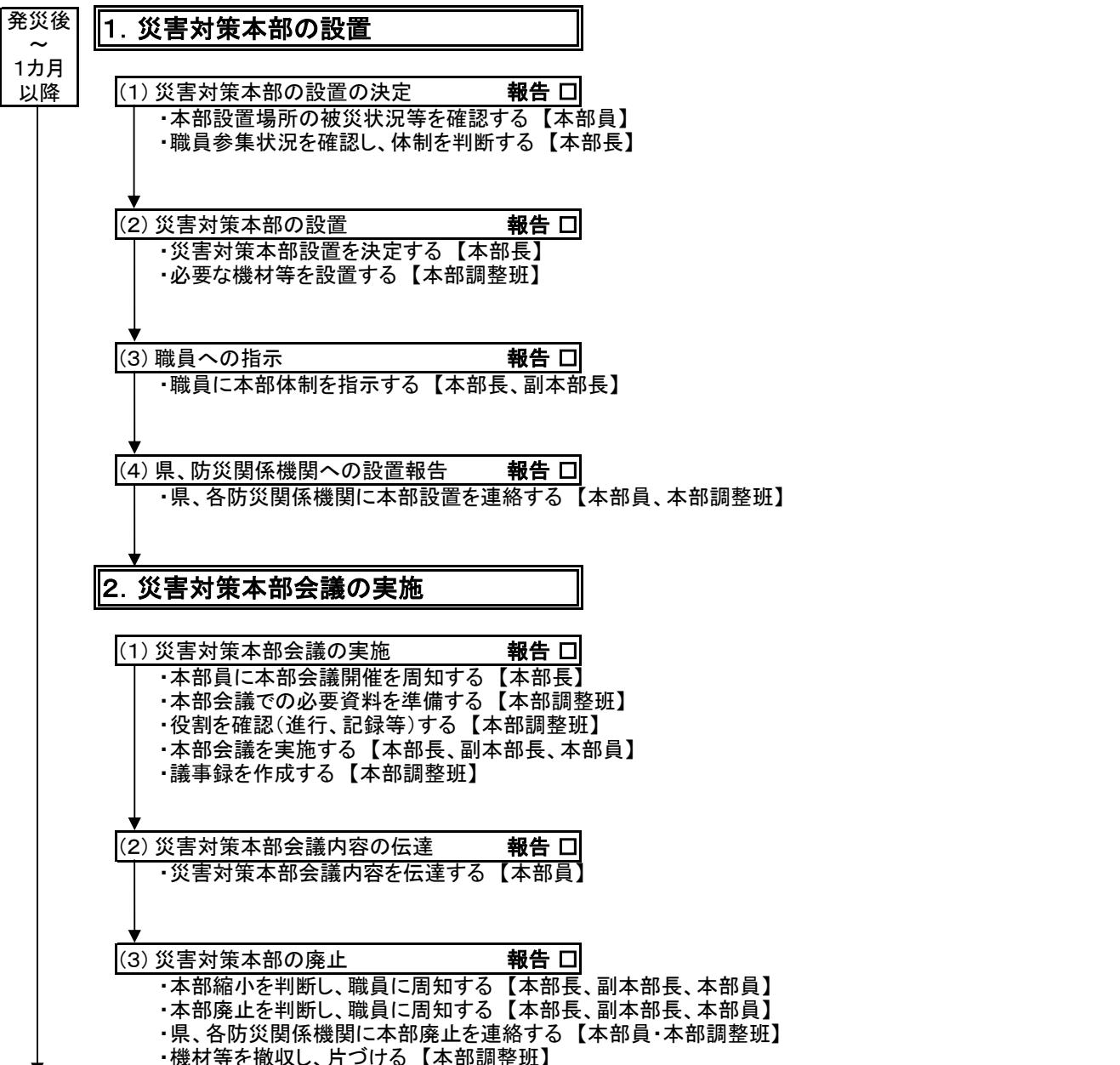


第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

第2節 災害対策本部の設置等【水防計画含む】

【担当班】 本部長、副本部長、本部員、本部調整班	【関係機関等】
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 市の様式-1 被害状況等一覧表(災害対策本部会議及び広報用) P354



第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

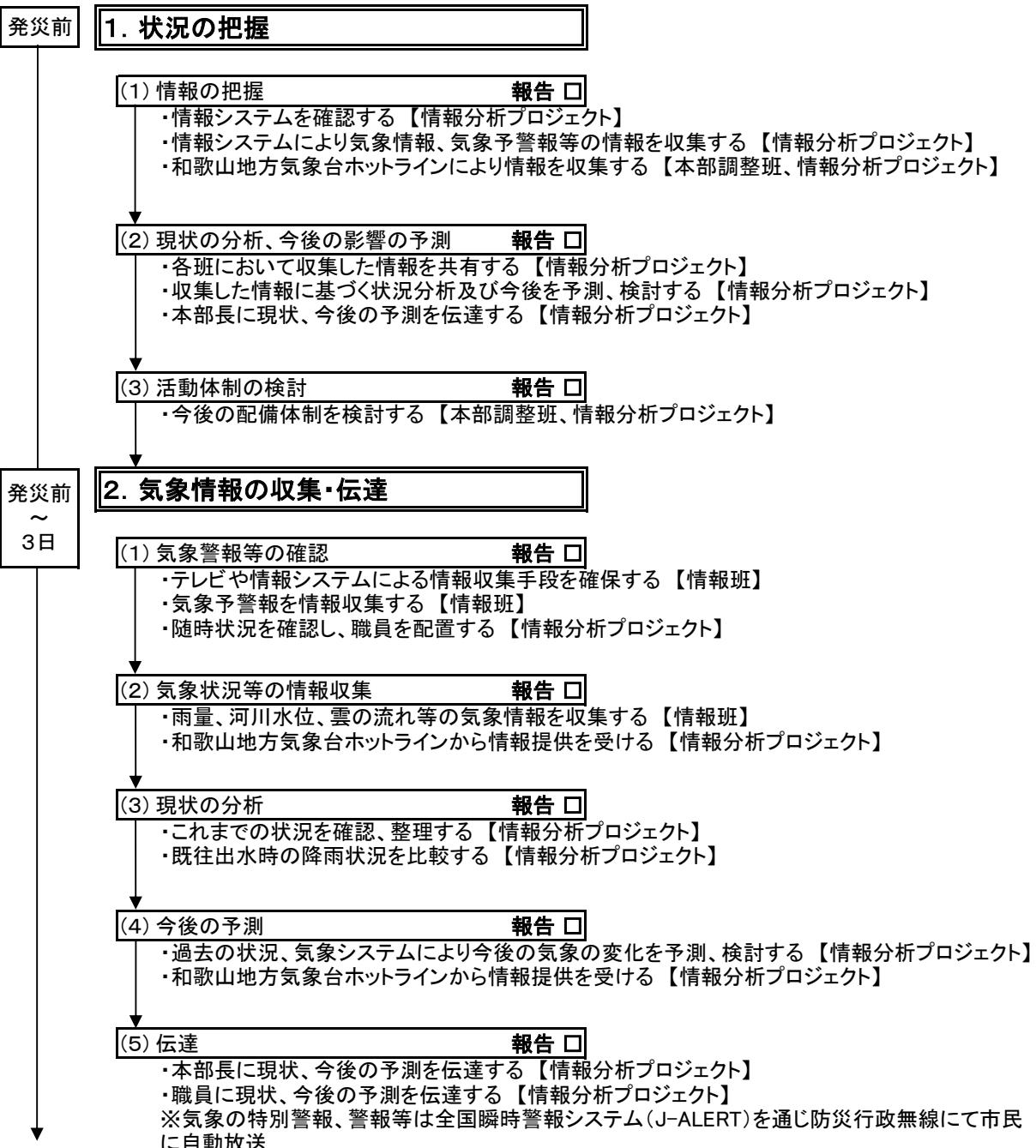
第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

第3節 情報の収集・伝達【水防計画含む】

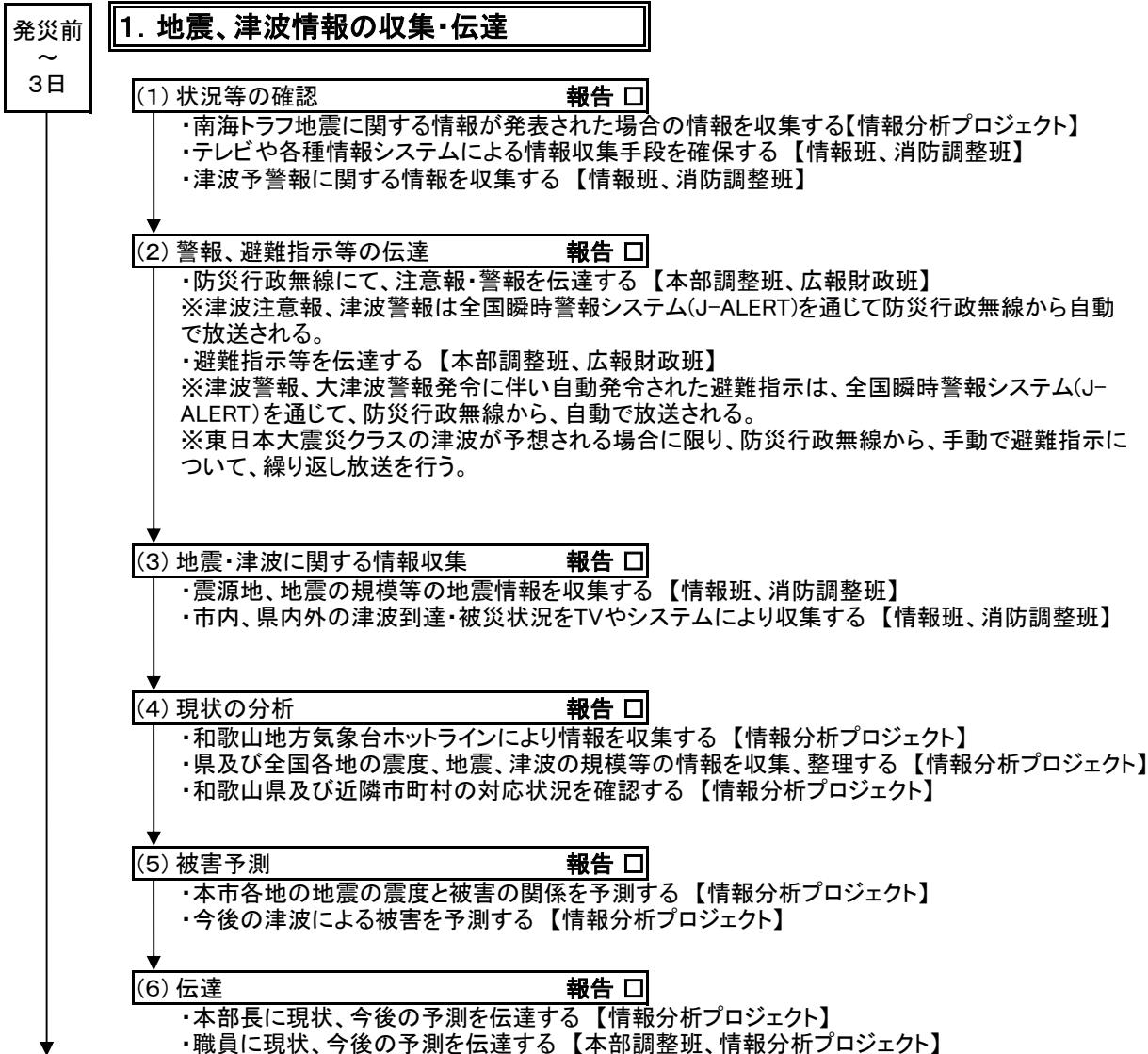
【担当班】 本部調整班、広報財政班、情報班、消防調整班 情報分析プロジェクト	【関係機関等】 気象庁、和歌山県災害対策課、砂防課、河川課
--	----------------------------------

【業務関連マニュアル】 災害時情報収集マニュアル	【関連様式】
-----------------------------	--------

《風水害時》



«地震・津波発生時»

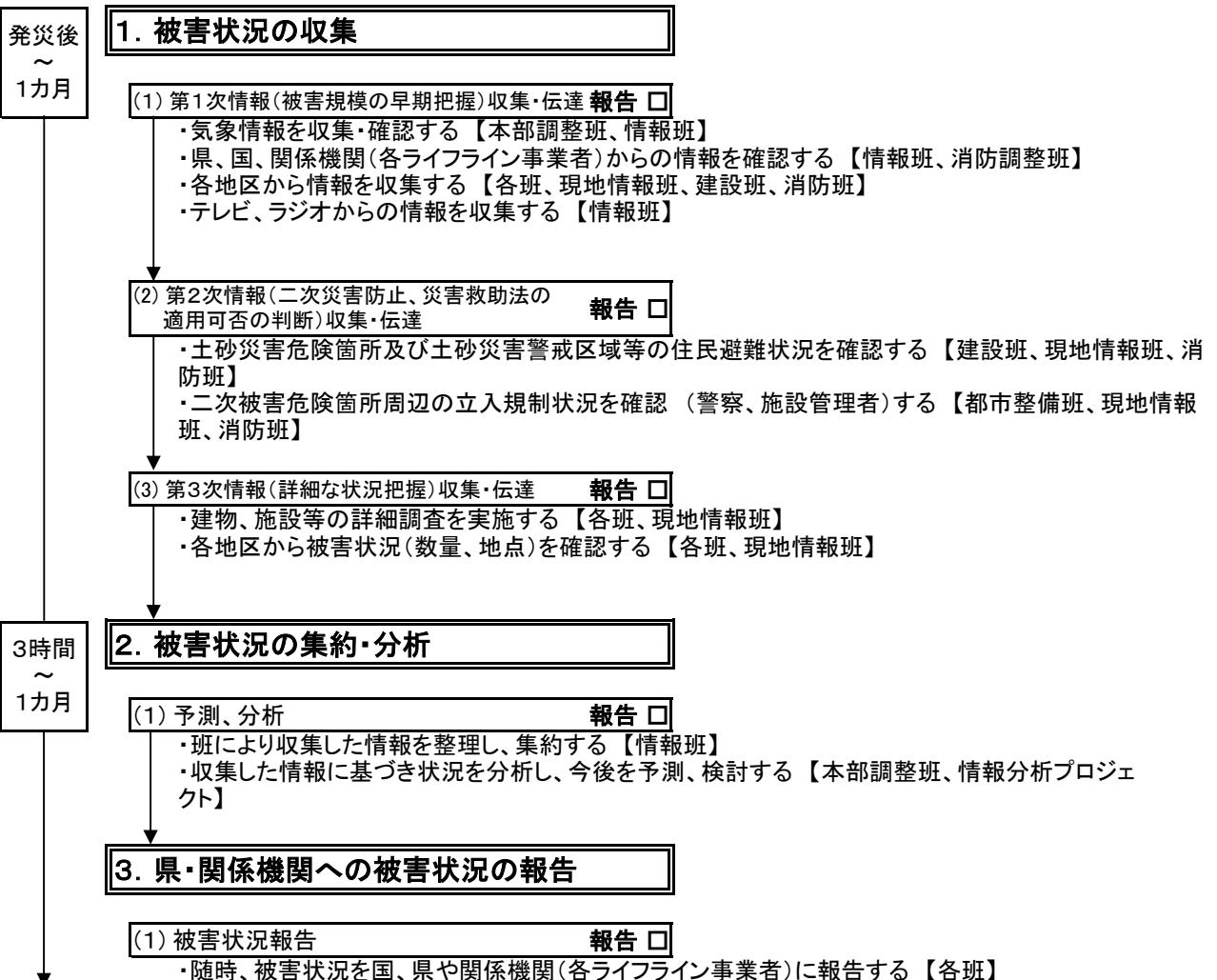


第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

第4節 被害状況の収集・伝達【水防計画含む】

【担当班】 本部調整班、情報班、被害調査班、 都市整備班、建設班、消防班、消防調整班、 情報分析プロジェクト、各班	【関係機関等】 国土交通省、消防庁、和歌山県、海南警察署、 西日本電信電話株式会社、関西電力送配電株式会社、 大阪ガスネットワーク株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、 携帯電話事業者
【業務関連マニュアル】 被害調査マニュアル	【関連様式】 県の報告様式- 1 (その1)災害概況即報 P307 県の報告様式- 2 (その2)被害状況即報 P308 県の報告様式- 3 被害状況報告 P 310 災害救助法の様式- 1 被害状況調 P325 災害救助法の様式- 3 市町村別被災世帯状況調 P327 市の様式- 1 被害状況等一覧表(災害対策本部会議及び広報用) P354 市の様式- 2 情報伝達用紙 P358 市の様式- 3 受信用紙[関係機関・市民] P359 市の様式- 4 受信用紙[システム入力用] P360 市の様式- 5 参集途上状況報告書 P361 市の様式- 6 被害状況調査表 P362 市の様式- 7 り災者名簿(人的調査票) P363 市の様式-26 水防実施状況報告書 P381



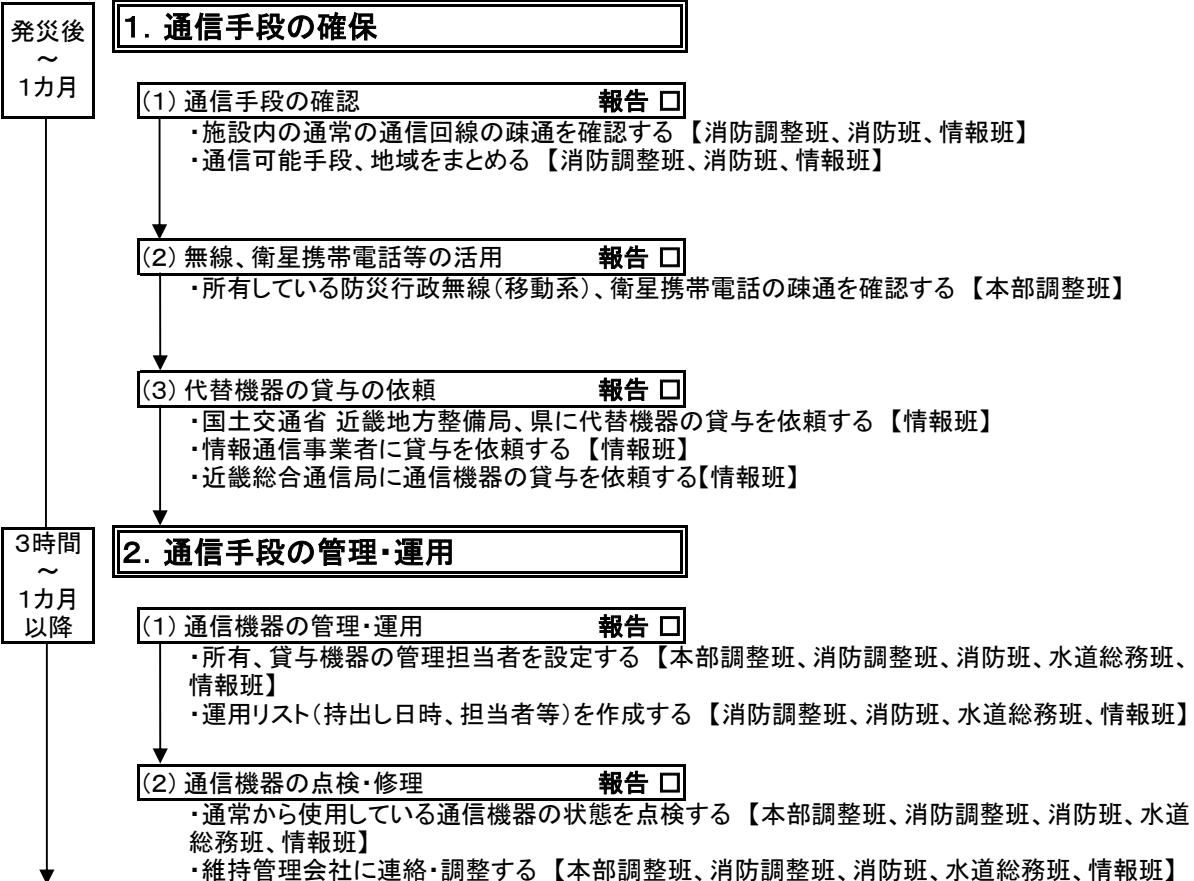
第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

第5節 通信の確保【水防計画含む】

【担当班】 本部調整班、情報班、消防調整班、消防班 水道総務班	【関係機関等】 国土交通省 近畿地方整備局、総務省 近畿総合通信局、 西日本電信電話株式会社、携帯電話事業者
---------------------------------------	--

【業務関連マニュアル】 非常通信対応マニュアル	【関連様式】
----------------------------	--------

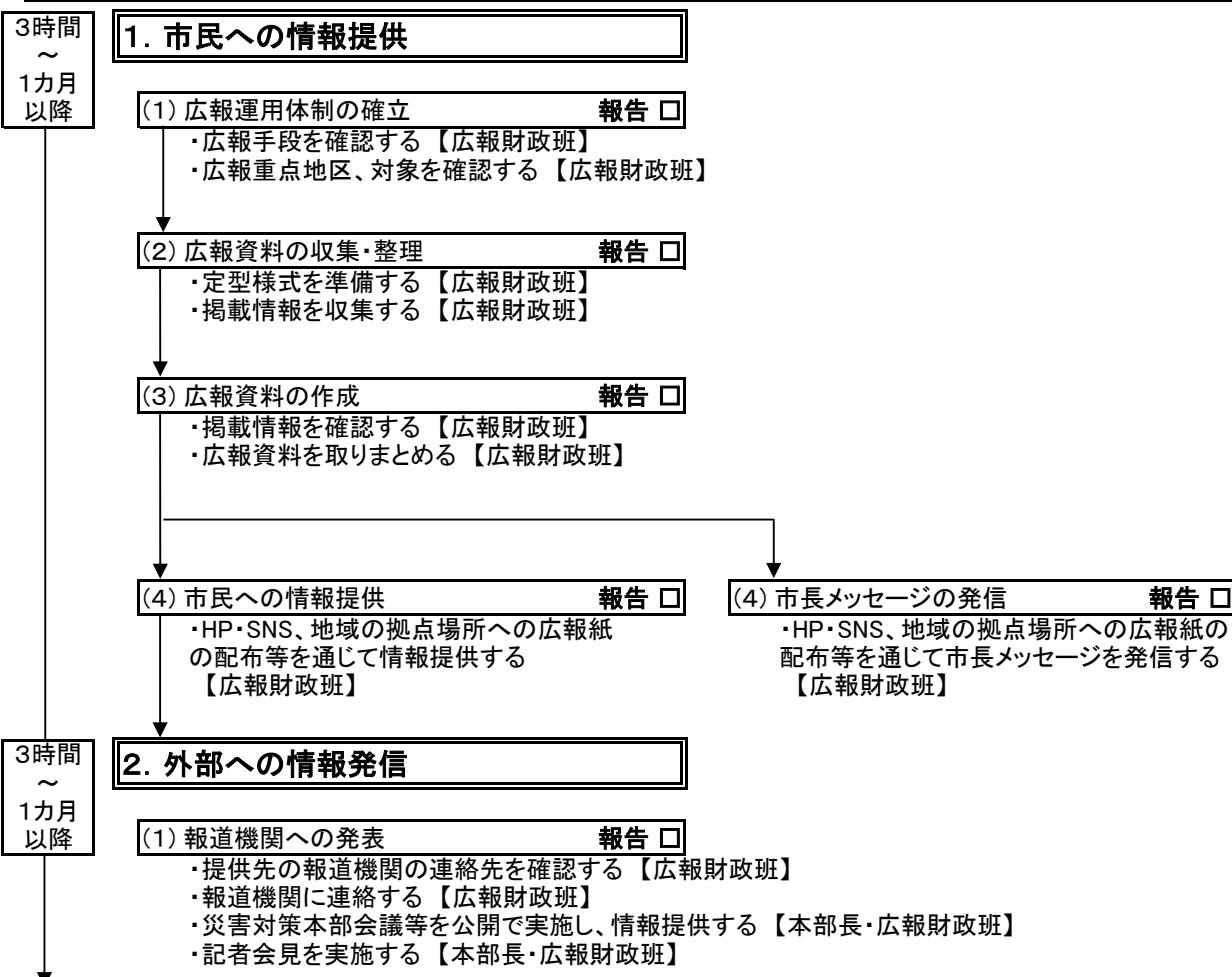


第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

第6節 広報活動

【担当班】 本部長、広報財政班	【関係機関等】 報道機関
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 市の様式-1 被害状況等一覧表(災害対策本部会議及び広報用) P354

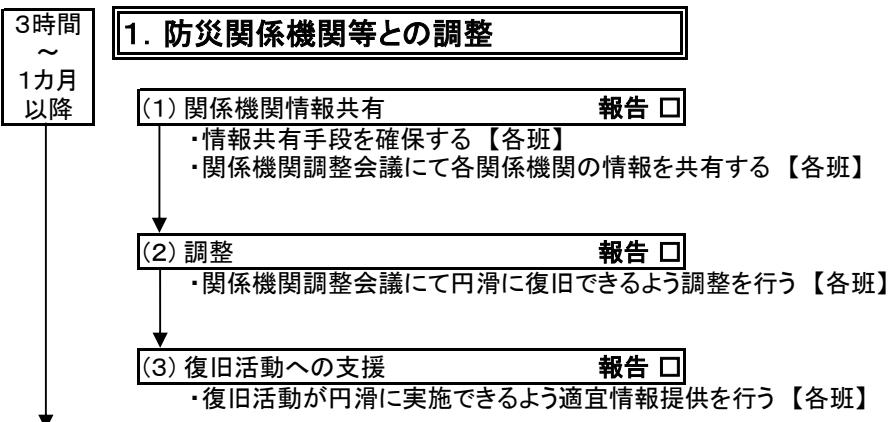


第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

第7節 防災関係機関等との連携

【担当班】 本部調整班、各班	【関係機関等】 防災関係機関、地域災害保健医療対策本部（海南保健所内）
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 市の様式-8 空地管理台帳 P364 市の様式-9 空地利用状況表 P365

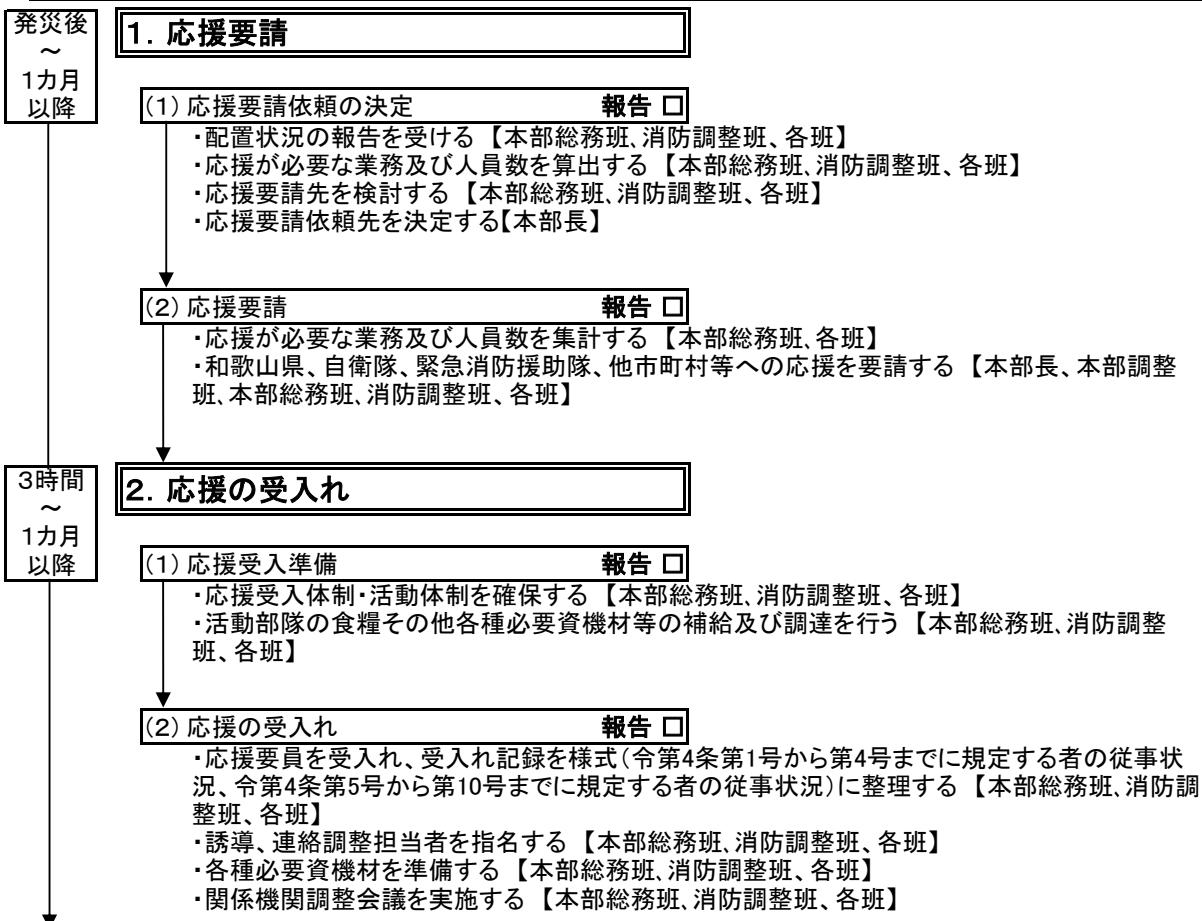


第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

第8節 受援体制の確立【水防計画含む】

【担当班】 本部長、本部調整班、本部総務班、消防調整班、各班	【関係機関等】 和歌山県災害対策課、自衛隊、緊急消防援助隊、他市町村防災関係機関
【業務関連マニュアル】 海南市緊急消防援助隊受援計画	【関連様式】 災害救助法の様式-22 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況 P346 災害救助法の様式-23 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況 P347 市の様式-10 職員応援要請依頼書 P366 市の様式-11 職員撤収要請依頼書 P367 市の様式-26 水防実施状況報告書 P381 その他の様式-1 部隊等の派遣要請依頼書 P383 その他の様式-2 部隊等の撤収要請依頼書 P384



第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

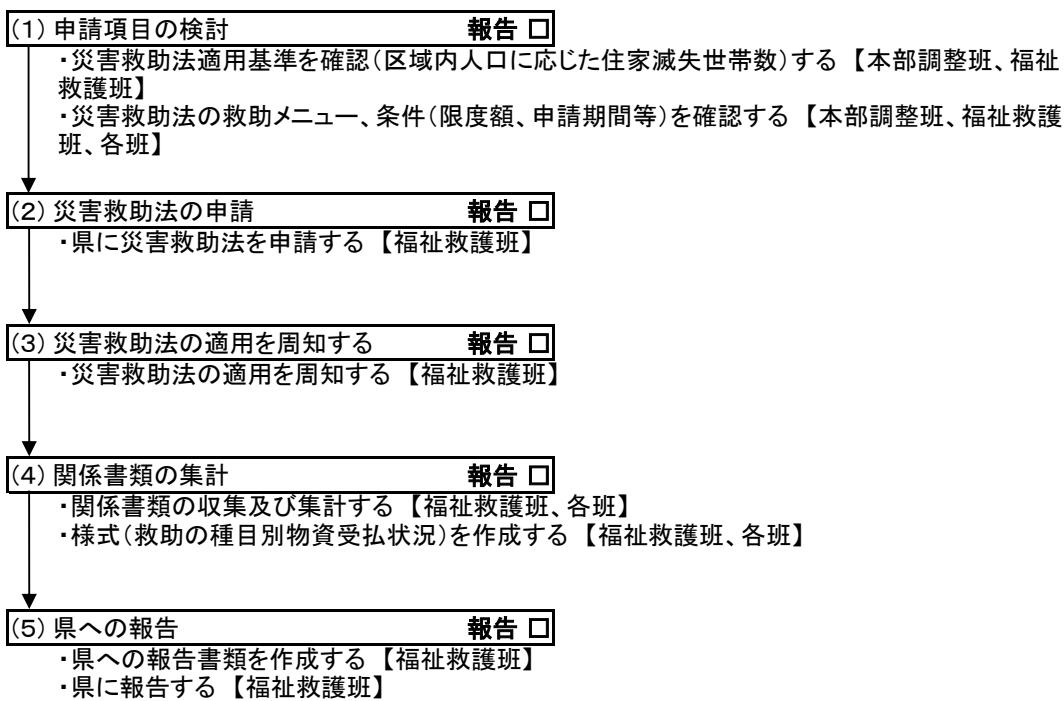
第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

第9節 災害救助法の適用

【担当班】 本部調整班、福祉救護班、各班	【関係機関等】 和歌山県社会福祉課
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 災害救助法の様式- 1～様式- 28 P325～P352

3時間
～
1ヶ月
以降

1. 災害救助法の適用



第3部 災害応急対策 第1編 自然災害
第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

第10節 財政措置

【担当班】 広報財政班	【関係機関等】 国、和歌山県
【業務関連マニュアル】	【関連様式】

24時間
～
1ヶ月
以降

1. 財政措置

- (1) 必要経費の推定 報告口
 - ・各部署に必要経費を調査する【広報財政班】
 - ・必要経費を集計する【広報財政班】
- (2) 資金計画 報告口
 - ・資金計画を検討する【広報財政班】
- (3) 予算措置 報告口
 - ・予算措置を判断する【広報財政班】
 - ・国、県に財政措置を要望する【広報財政班】
- (4) 資金調達・運用 報告口
 - ・金融機関に一時借入金により資金を調達する【広報財政班】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

第11節 職員の健康管理及び安全管理

【担当班】 本部総務班	【関係機関等】
【業務関連マニュアル】	【関連様式】

24時間
～
1ヶ月
以降

1. 職員の健康管理・安全管理

(1) 職員の勤務実態の把握 報告口

- ・職員の勤務内容の書類を収集する【本部総務班】

(2) 相談・指導 報告口

- ・勤務実態を基に相談、指導を行う【本部総務班】

(3) 健康管理 報告口

- ・健康・安全に関する注意事項を伝達する【本部総務班】
- ・健康診断を実施する【本部総務班】
- ・健康診断結果を基に交替職員の配置案を作成する【本部総務班】
- ・職員を再配置する【本部総務班】

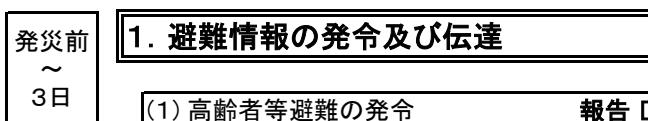
第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第2章 いのちを守る

第1節 避難誘導【水防計画含む】

【担当班】 本部長、本部調整班、広報財政班、情報班、福祉救護班、消防調整班、消防班、情報分析プロジェクト、各班	【関係機関等】 海南警察署、和歌山県災害対策課、自治会、自主防災組織等	※津波来襲時(注意報、警報発表時)には、職員自らの安全確保を最優先とすること。
【業務関連マニュアル】 避難指示等の判断・伝達マニュアル 消防団活動・安全管理マニュアル	【関連様式】 市の様式-12 避難指示書 P368	

《風水害時》



1. 避難情報の発令及び伝達 報告口

- ・高齢者等避難の判断に関する情報を収集する【情報班】
- ・高齢者等避難の判断に関する情報を分析する【情報分析プロジェクト】
- ・高齢者等避難を発令する【本部長】
- ・県、関係機関に報告する【本部調整班、各班】

(1) 高齢者等避難の発令 報告口

- ・高齢者等避難の判断に関する情報を収集する【情報班】
- ・高齢者等避難の判断に関する情報を分析する【情報分析プロジェクト】
- ・高齢者等避難を発令する【本部長】
- ・県、関係機関に報告する【本部調整班、各班】

(2) 要配慮者への高齢者等避難の伝達 報告口

- ・避難行動要支援者のリストを活用し、自主防災組織等と連携して避難対象地区の要配慮者に高齢者等避難が発令された旨を伝達する【広報財政班、福祉救護班】

(3) 避難指示の発令 報告口

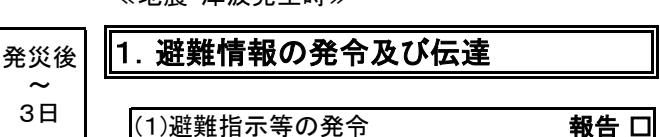
- ・避難指示の判断に関する情報を収集する【情報班】
- ・避難指示の判断に関する情報を分析する【情報分析プロジェクト】
- ・避難指示を発令する【本部長】
- ・県、関係機関に報告する【本部調整班、各班】

(4) 避難指示の伝達 報告口

- ・海南警察署と連携し、避難対象地区的市民や滞在者に避難指示を伝達する【広報財政班、消防調整班】
- ・自主防災組織等と連携して要配慮者へ避難情報を伝達する【福祉救護班】

(5) 避難指示等の解除 報告口

- ・避難指示等の解除判断基準を満たしているか確認する【情報分析プロジェクト】
- ・避難指示等を解除する【本部長】
- ・避難対象地区的市民や滞在者に避難指示等の解除を伝達する【広報財政班】
- ・県、関係機関に報告する【本部調整班、各班】



1. 避難情報の発令及び伝達 報告口

- ・避難指示の判断に関する情報を収集する【情報班】
- ・避難指示の判断に関する情報を分析する【情報分析プロジェクト】
- ・避難指示を発令する【本部長】
- ・県、関係機関に報告する【本部調整班、各班】

(1) 避難指示等の発令 報告口

- ・避難指示の判断に関する情報を収集する【情報班】
- ・避難指示の判断に関する情報を分析する【情報分析プロジェクト】
- ・避難指示を発令する【本部長】
- ・県、関係機関に報告する【本部調整班、各班】

(2) 避難指示等の伝達 報告口

- ・海南警察署と連携し、避難対象地区的市民や滞在者に避難指示を伝達する【広報財政班、消防調整班】
- ・自主防災組織等と連携して要配慮者へ避難情報を伝達する【福祉救護班】

(3) 避難指示等の解除 報告口

- ・避難指示等の解除判断基準を満たしているか確認する【情報分析プロジェクト】
- ・避難指示等を解除する【本部長】
- ・避難対象地区的市民や滞在者に避難指示等の解除を伝達する【広報財政班】
- ・県、関係機関に報告する【本部調整班、各班】

発災前
～
24時間

1. 避難誘導

(1) 避難誘導 報告 □

- ・自主防災組織等とともに、早急に避難場所の状況を確認、確保する【消防班】

(時間に猶予がある場合)

- ・避難指示等の発令区域に対し、海南警察署と連携して避難者を適切に安全な場所に誘導する

- ・自主防災組織等、住民による支援体制による避難誘導を支援する

【福祉救護班、消防班】

(時間に猶予がない場合)

- ・自主防災組織等、住民による支援体制を活用して誘導を行う

【福祉救護班、消防班】

※避難誘導や水防作業等の水防活動に従事する際に自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ①原則として、隊(2名以上)として活動することとし、隊長は安全管理に特に留意する。

- ②水防活動時にはライフジャケットを着用する。

- ③水防活動時の安否確認を可能にするため、利用可能な通信機器を携行する。

- ④水防活動時には、防災行政無線、ラジオ、テレビ等の最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

発災後
～
24時間

1. 避難誘導

(1) 避難誘導 報告 □

(時間に猶予がない場合)

- ・自主防災組織等、住民による支援体制を活用した誘導を実施

※地域における住民による支援体制以外に手段がないため

※避難誘導や水防作業等の水防活動に従事する際に自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ①原則として、隊(2名以上)として活動することとし、隊長は安全管理に特に留意する。

- ②水防活動時にはライフジャケットを着用する。

- ③水防活動時の安否確認を可能にするため、利用可能な通信機器を携行する。

- ④水防活動時には、防災行政無線、ラジオ、テレビ等の最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

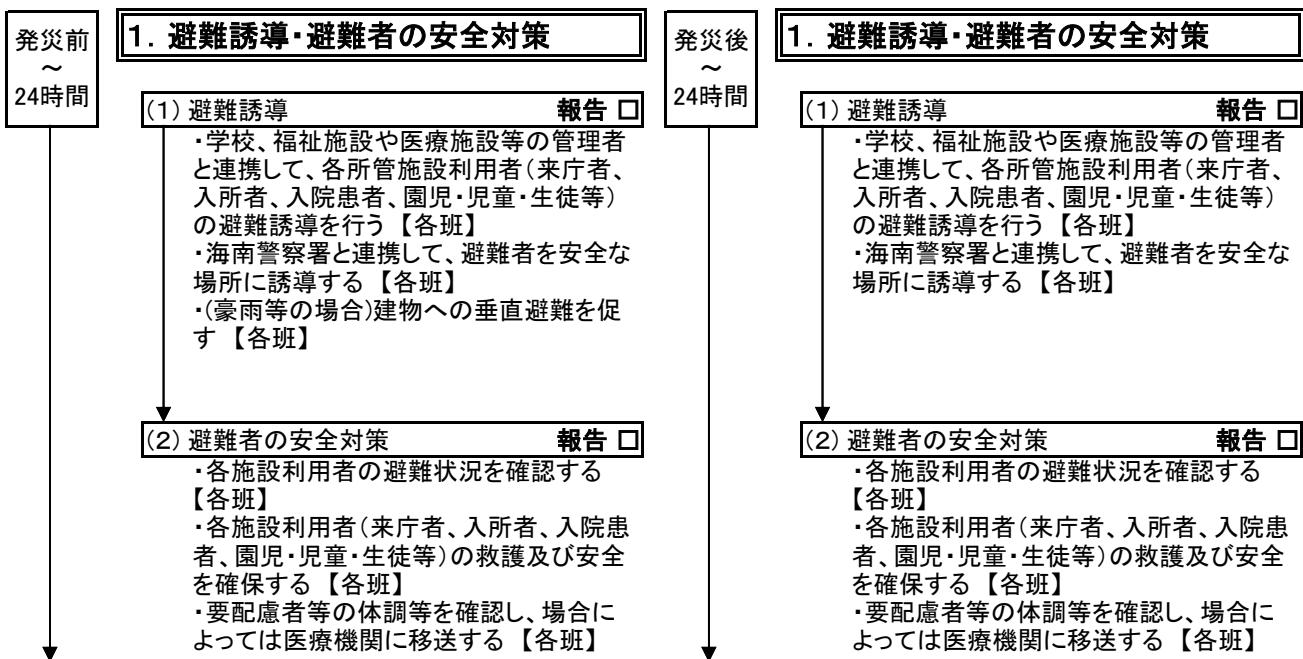
第2章 いのちを守る

第2節 公共施設利用者の安全対策

【担当班】 各班	【関係機関等】 海南警察署
【業務関連マニュアル】 教育委員会 危機管理マニュアル 各学校 緊急時対応マニュアル	【関連様式】

«風水害時»

«地震・津波発生時»

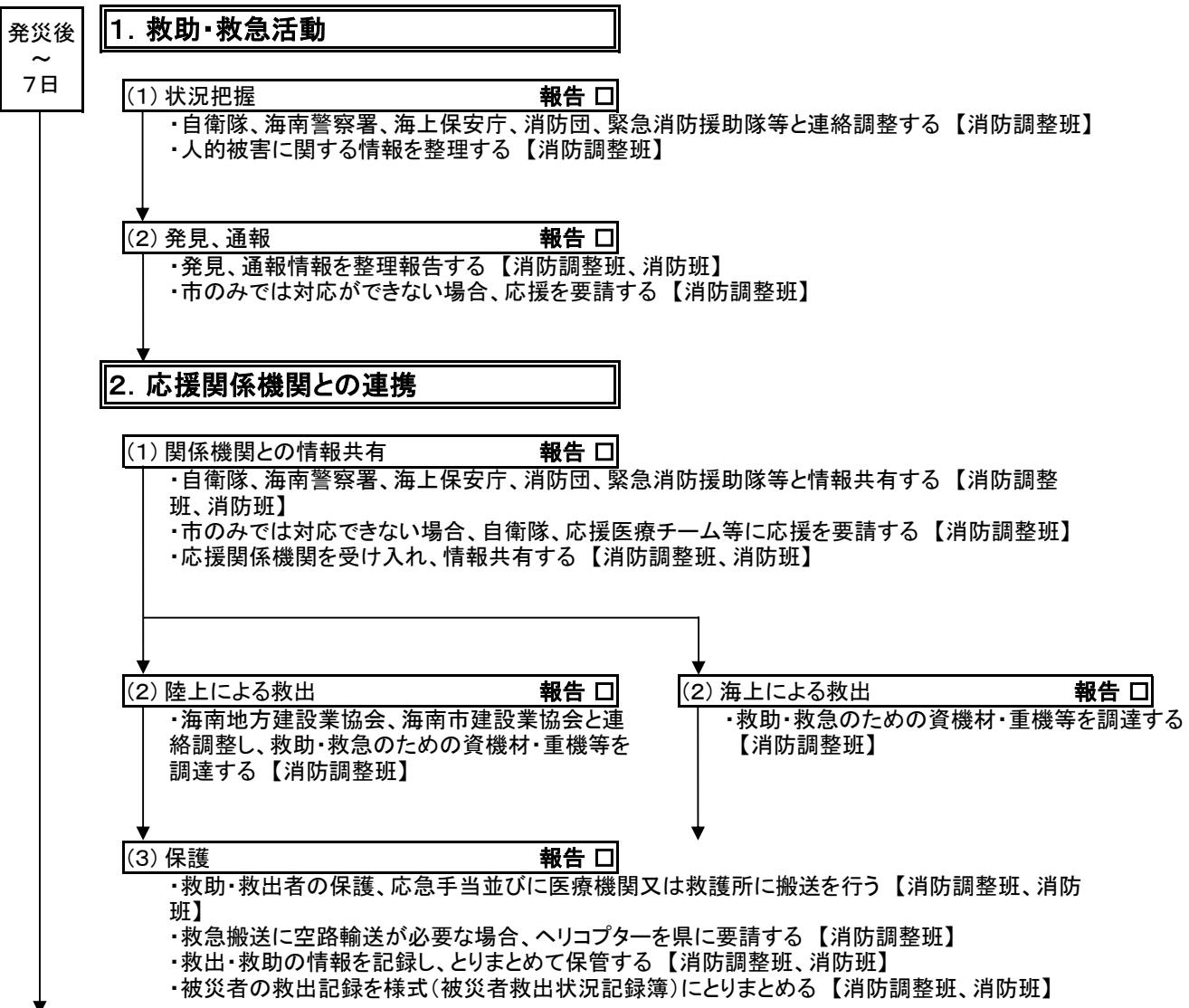


第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第2章 いのちを守る

第3節 救助・救急活動

【担当班】 消防調整班、消防班	【関係機関等】 自衛隊、海南警察署、海上保安庁、和歌山県災害対策課、消防団、緊急消防援助隊、海南地方建設業協会、海南市建設業協会
【業務関連マニュアル】 海南市消防計画	【関連様式】 災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況 P329 災害救助法の様式- 14 被災者救出状況記録簿 P338 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P352

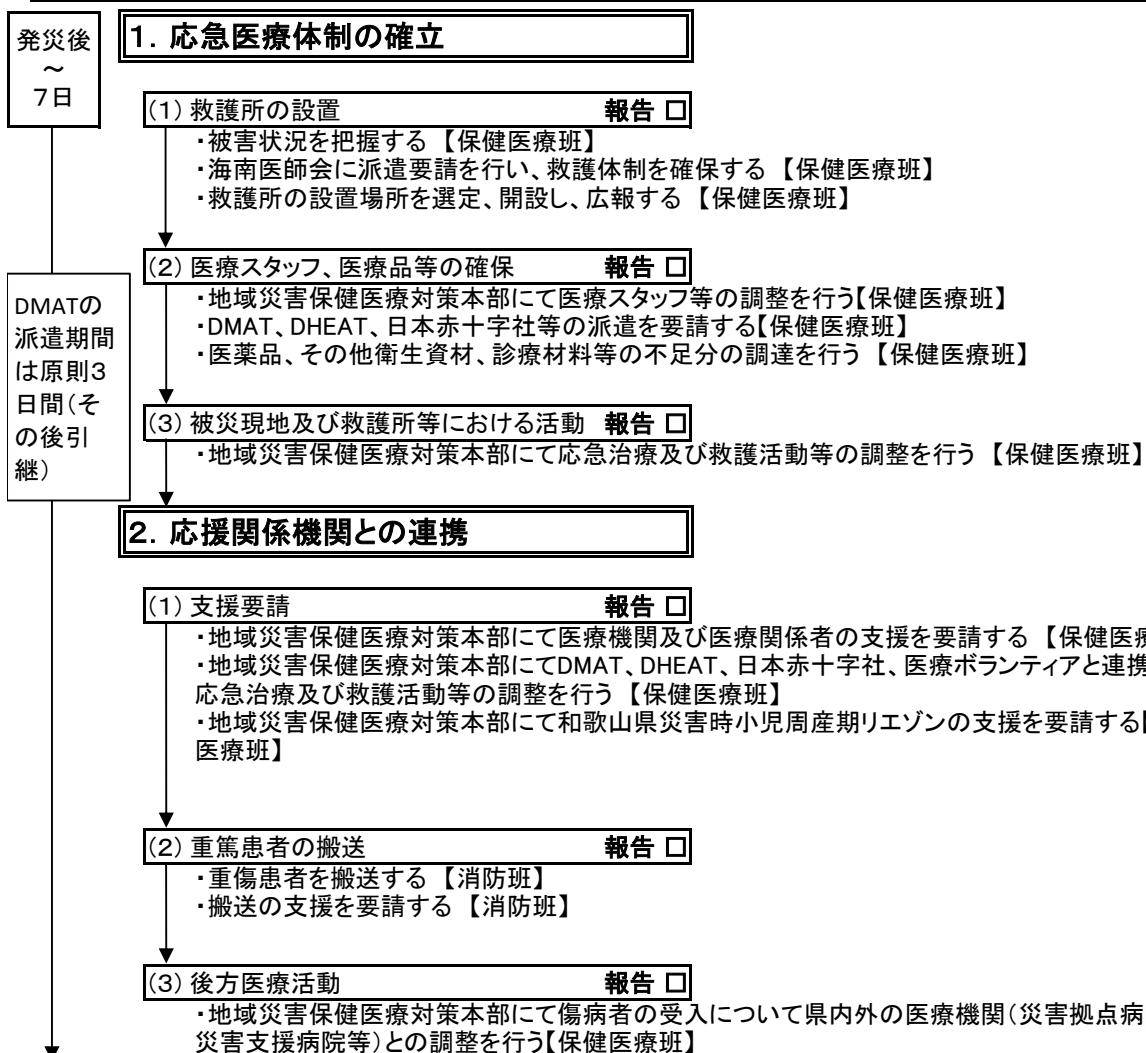


第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第2章 いのちを守る

第4節 医療救護活動

【担当班】 保健医療班、消防班	【関係機関等】 海南医師会、地域災害保健医療対策本部(海南保健所内)、災害拠点病院・災害支援病院、日本赤十字社、災害派遣医療チーム(DMAT)、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況 P329 災害救助法の様式- 11 救護班活動状況 P335 災害救助法の様式- 12 病院診療所医療実施状況 P336 災害救助法の様式- 13 助産台帳 P337 災害救助法の様式- 26 法律19条の補償費の状況 P350 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P352

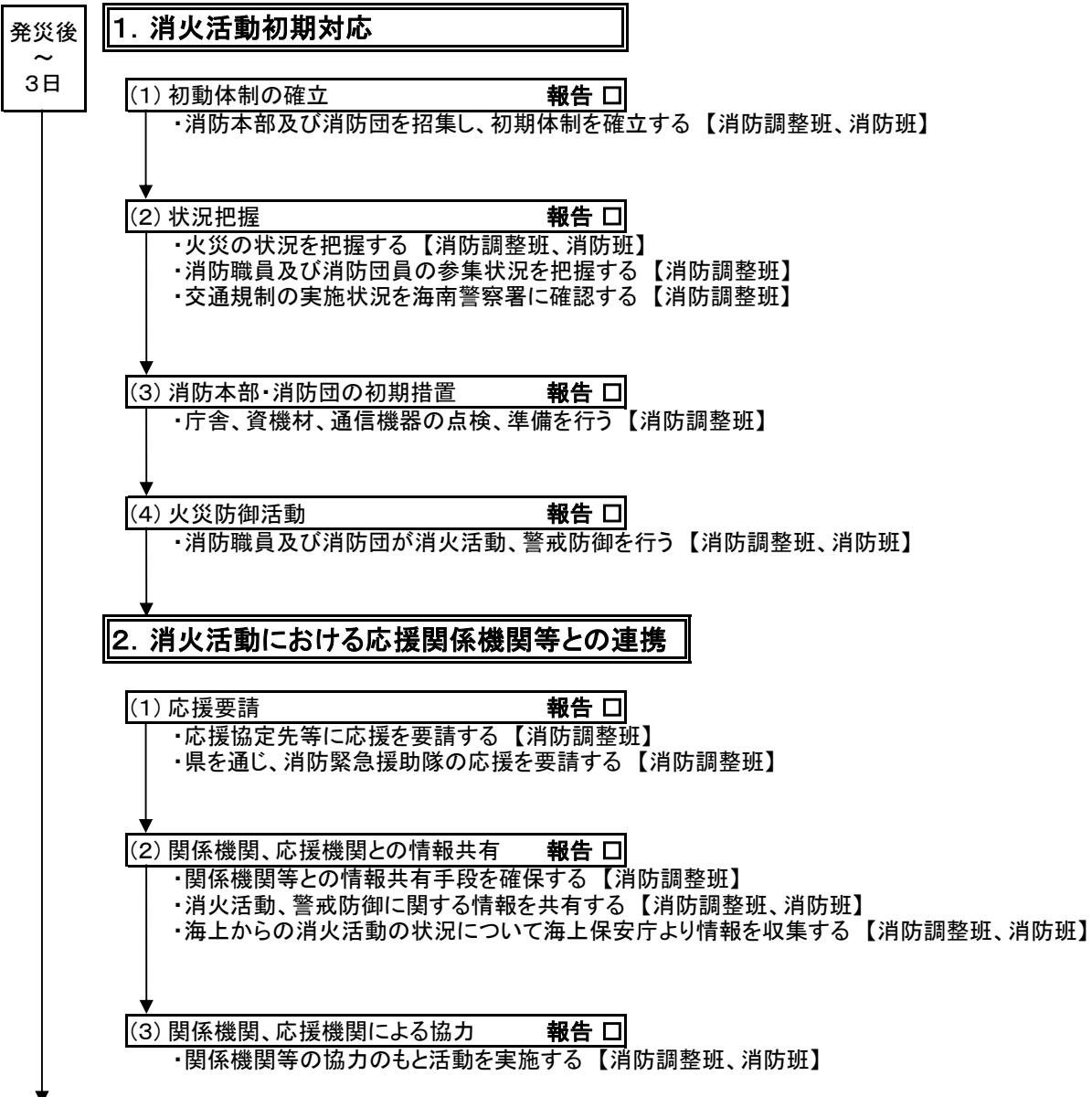


第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第2章 いのちを守る

第5節 消火活動

【担当班】 消防調整班、消防班	【関係機関等】 消防団、消防応援協定締結市・組合等、緊急消防援助隊、海上保安庁、和歌山県危機管理消防課、海南警察署
【業務関連マニュアル】 海南市消防計画	【関連様式】 消防庁、県の報告様式-4 第1号様式～第4号様式(その②) P319

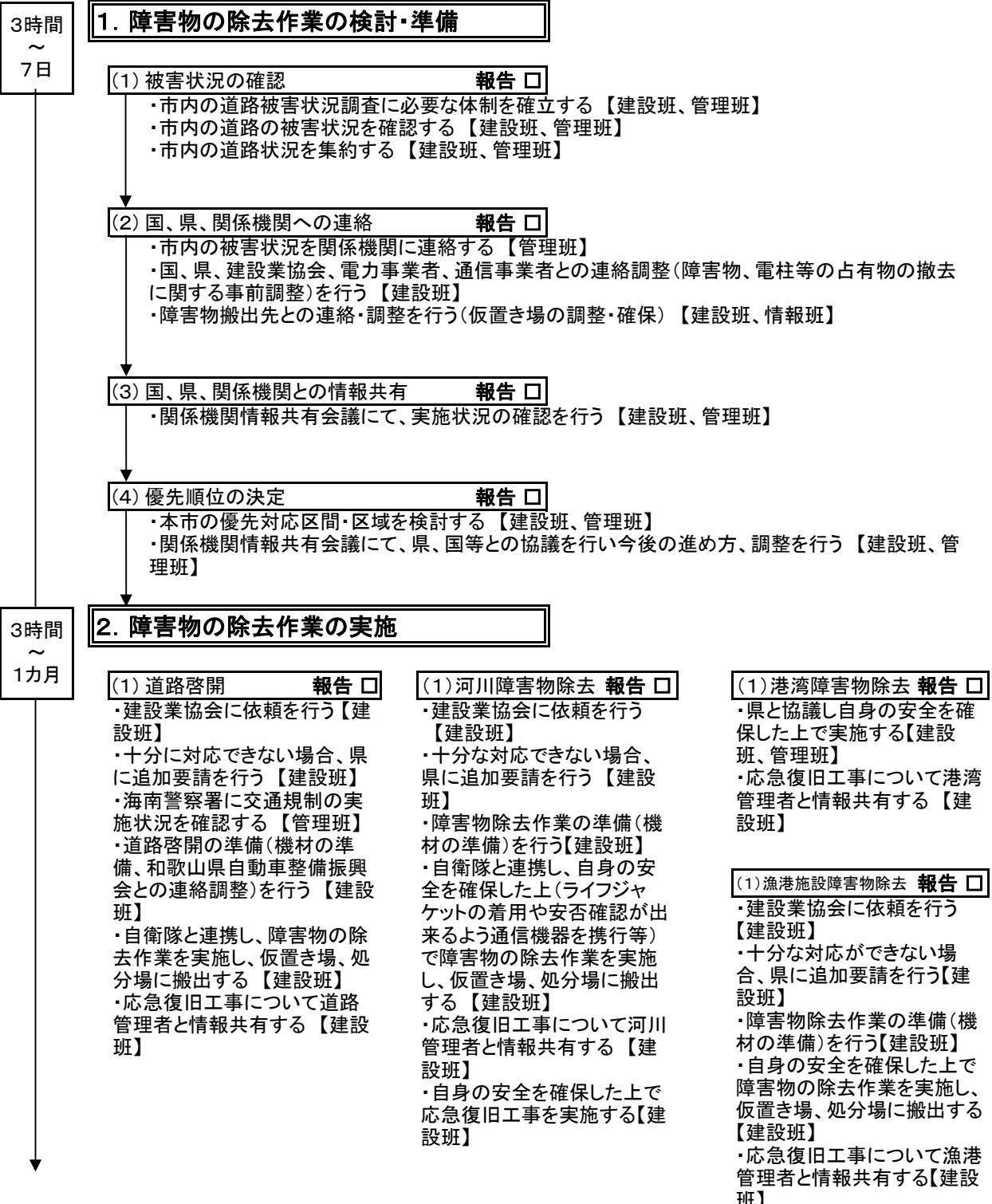


第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第2章 いのちを守る

第6節 障害物の除去【水防計画含む】

【担当班】 情報班、管理班、建設班	【関係機関等】 自衛隊、海南警察署、道路管理者、河川管理者、港湾管理者、海南地方建設業協会、海南市建設業協会、和歌山県自動車整備振興会、西日本電信電話株式会社、関西電力送配電株式会社
【業務関連マニュアル】	【関連様式】

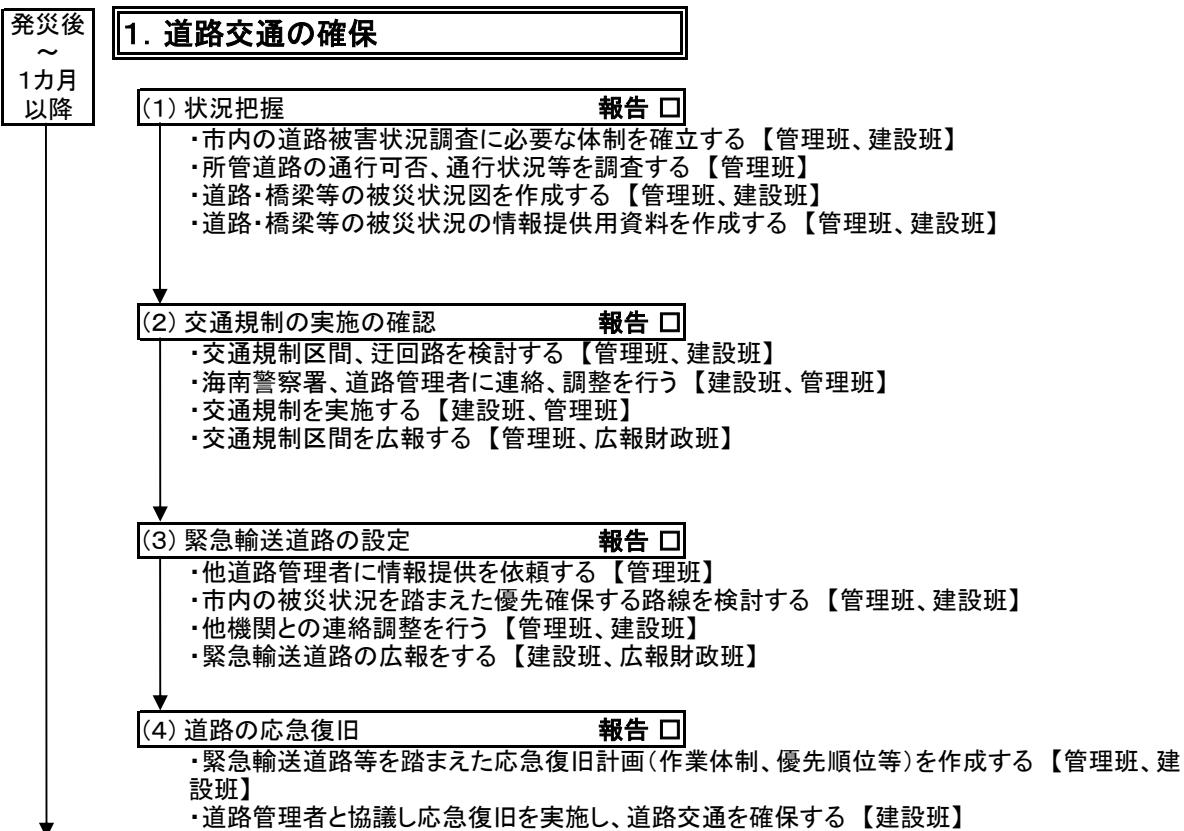


第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第2章 いのちを守る

第7節 道路交通の確保

【担当班】 広報財政班、管理班、建設班	【関係機関等】 道路管理者、海南警察署
【業務関連マニュアル】	【関連様式】



第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第2章 いのちを守る

第8節 鉄道交通の確保

【担当班】
市民支援班

【関係機関等】
西日本旅客鉄道株式会社

【業務関連マニュアル】

【関連様式】

発災後
～
1ヶ月

1. 鉄道交通の確保

- (1) 状況把握 報告 □
- ・各事業者より災害の発生状況、施設の被災状況を確認する【市民支援班】
 - ・災害の規模等の概要を把握する【市民支援班】
- (2) 報告 報告 □
- ・被害概要を集約し、整理する【市民支援班】
 - ・県等の関係機関に報告する【市民支援班】
- (3) 鉄道の応急復旧 報告 □
- ・緊急輸送手段等を踏まえた応急復旧計画(作業体制、優先順位等)について情報共有を行う【市民支援班】
 - ・鉄道事業者による応急復旧の情報共有を行う【市民支援班】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第2章 いのちを守る

第9節 船舶交通の確保

【担当班】 産業対策班、管理班	【関係機関等】 海上保安庁、和歌山港湾事務所、和歌山下津港湾事務所、漁業協同組合
--------------------	---

【業務関連マニュアル】	【関連様式】
-------------	--------

発災後
～
1ヶ月

1. 船舶交通の確保

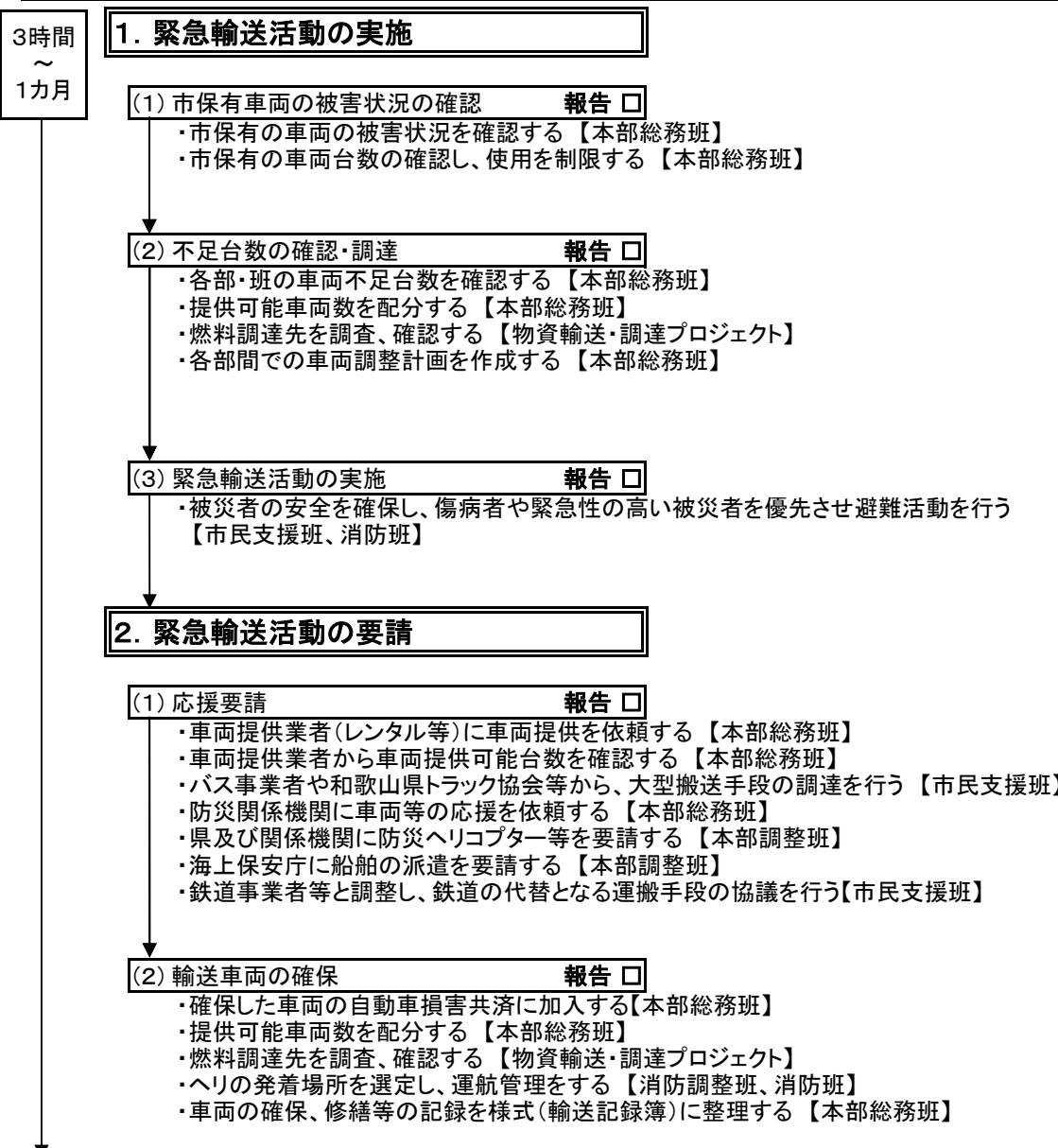
- (1) 状況の把握 報告 □
 - ・船舶、港湾及び漁港施設の被害状況を確認する 【管理班、産業対策班】
 - ・漁港、港湾にアクセス道路の被害状況を確認する 【管理班、産業対策班】
 - ・発見者等の通報を受け付ける 【管理班、産業対策班】
- (2) 県、関係機関への連絡 報告 □
 - ・障害物搬出先との連絡・調整を行う(仮置き場の調整・確保) 【管理班、産業対策班】
- (3) 航行規制の情報共有 報告 □
 - ・港湾管理者(県)、第五管区海上保安本部に航行規制状況を確認する 【管理班、産業対策班】
- (4) 航路障害物の除去の情報共有 報告 □
 - ・障害物除去作業を準備(機材の準備・確保)する 【管理班、産業対策班】
 - ・障害物の除去作業を実施し、仮置き場、処分場に搬出する 【管理班、産業対策班】
 - ・港湾管理者(県)、第五管区海上保安本部、漁業協同組合と連携し、アクセス路を確保(障害物除去、応急復旧)する 【管理班、産業対策班】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第2章 いのちを守る

第10節 緊急輸送活動の実施【水防計画含む】

【担当班】 本部調整班、本部総務班、市民支援班、消防調整班、消防班 物資輸送・調達プロジェクト	【関係機関等】 海上保安庁、和歌山県災害対策課、西日本旅客鉄道株式会社、和歌山県トラック協会、バス事業者、和歌山県石油商業組合
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況 P329 災害救助法の様式- 21 輸送記録簿 P345 災害救助法の様式- 26 法律19条の補償費の状況 P350 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P352 市の様式- 13 車両調達請求書 P369

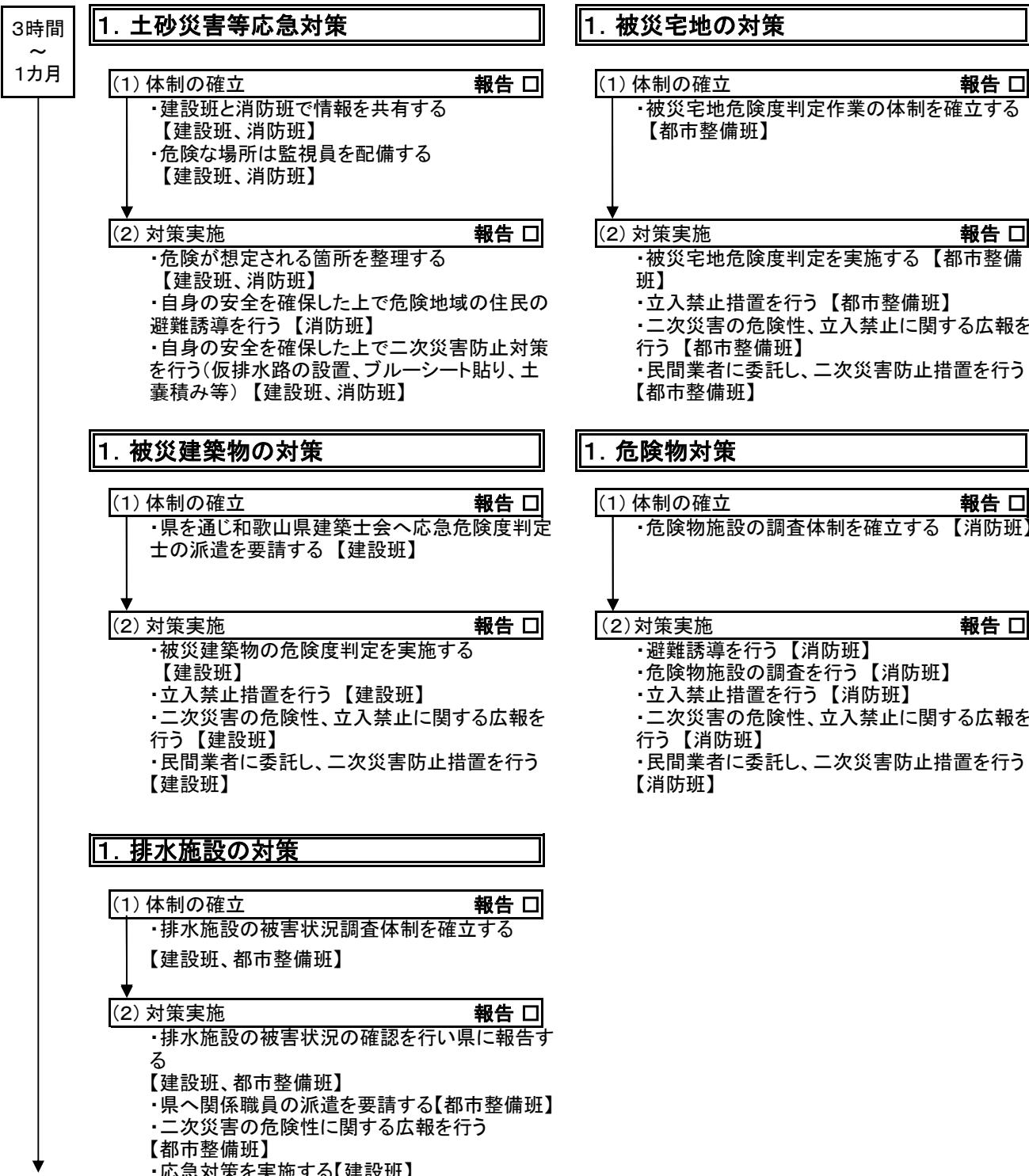


第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第2章 いのちを守る

第11節 二次災害の防止対策【水防計画含む】

【担当班】 都市整備班、建設班、消防班	【関係機関等】 和歌山県海南工事事務所、都市政策課、建築住宅課、災害対策課 海南地方建設業協会、海南市建設業協会 和歌山県建築士会
【業務関連マニュアル】 被災建築物危険度判定必携 被災宅地危険度判定士 危険度判定ファイル	【関連様式】

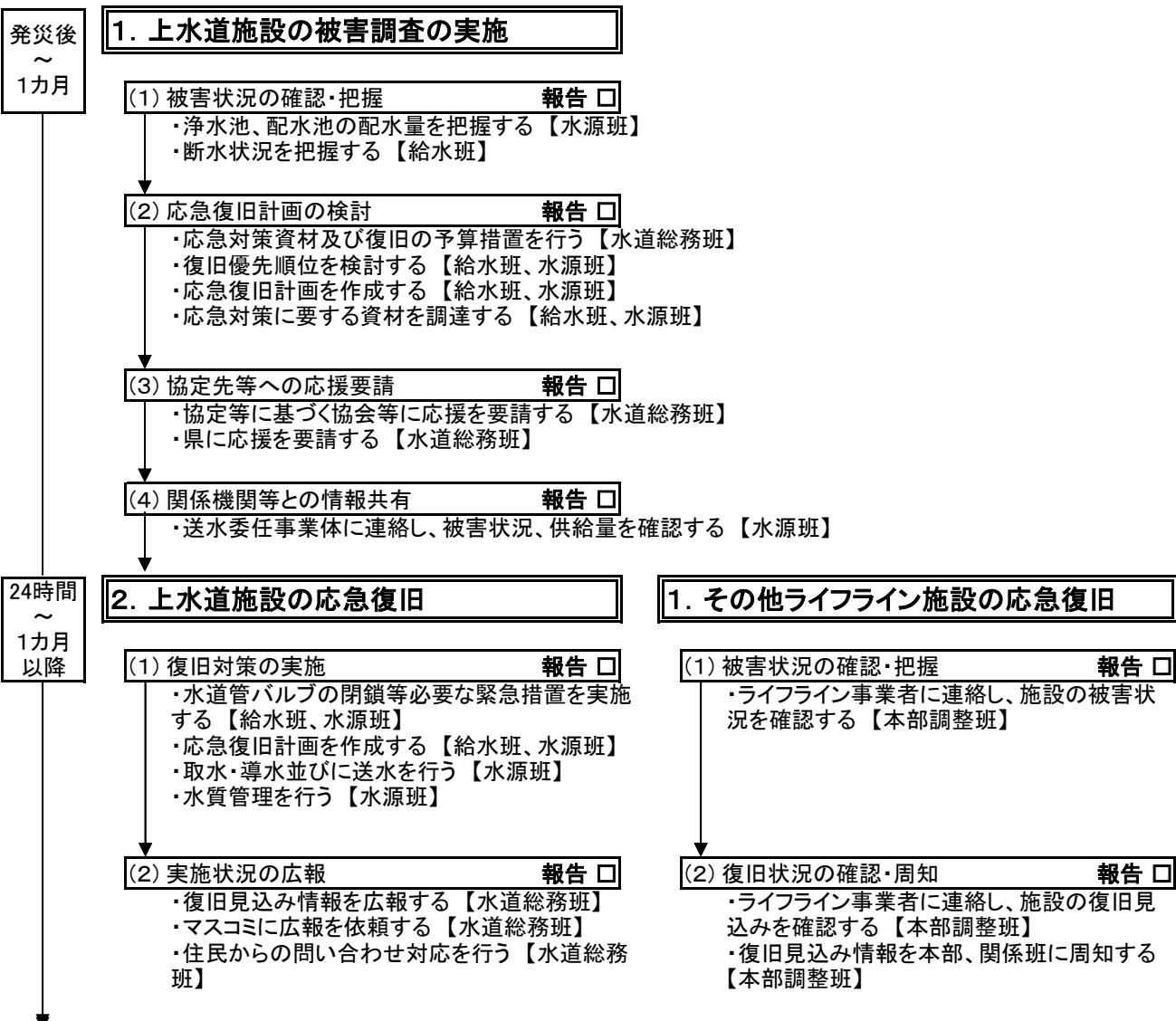


第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第2章 いのちを守る

第12節 ライフライン施設の応急復旧

【担当班】 本部調整班、水道総務班、給水班、水源班	【関係機関等】 日本水道協会、海南水道工事協同組合、西日本電信電話株式会社 携帯電話事業者、大阪ガスネットワーク株式会社、関西電力送配電株式会社
【業務関連マニュアル】 海南省水道事業危機管理マニュアル	【関連様式】



第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第3章 いのちをつなぐ

第1節 避難所運営

【担当班】 避難所管理プロジェクト	【関係機関等】 ボランティア
【業務関連マニュアル】 避難所運営マニュアル	【関連様式】 災害救助法の様式-5 救助の種目別物資受拝状況 P329 災害救助法の様式-6 避難所設置及び避難生活状況 P330 災害救助法の様式-28 救助実施記録日計票 P352

発災後
～
1ヶ月
以降

1. 避難所運営

- (1) 市指定避難所の設置状況及び施設環境の確認 **報告口**
- ・ライフラインの寸断状況等により避難所の開設の判断をする【避難所管理プロジェクト】
 - ・各避難所の開設状況(電気、水道、ガス等のライフライン)を確認する【避難所管理プロジェクト】
 - ・資機材等の状況を確認する【避難所管理プロジェクト】
 - ・避難所運営方法の指示を行う【避難所管理プロジェクト】
 - ※住民票の有無にかかわらず適切に受け入れること
- (2) 臨時避難所の設置状況及び施設環境の確認 **報告口**
- ・ボランティアの活用を含めた避難所運営方法の指示を行う【避難所管理プロジェクト】
 - ・各避難所の避難者数等の状況を確認する【避難所管理プロジェクト】
 - ・資機材等(発電機、投光器等)の状況を確認する【避難所管理プロジェクト】
 - ・ペットの飼育場を設ける【避難所管理プロジェクト】
 - ・ホテルや旅館等の活用の検討【避難所管理プロジェクト】
 - ・他市町村等への広域避難の検討【避難所管理プロジェクト】
- (3) 避難者数の確認 **報告口**
- ・各避難所の避難者数を確認する【避難所管理プロジェクト】
 - ・様式(避難所設置及び収容状況)を作成する【避難所管理プロジェクト】
 - ・収容人数が超過している場合は、別の避難所等への搬送を検討するとともに、バス等の輸送手段の確保を市民支援班に依頼する【避難所管理プロジェクト】
 - ・プライバシーの確保、男女のニーズの違いに配慮する【避難所管理プロジェクト】
 - ・車中泊の避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒への予防対策の周知をする【避難所管理プロジェクト】
- (4) 必要物資の供給 **報告口**
- ・施設の物資量を確認する【避難所管理プロジェクト】
 - ・救援物資を提供する【避難所管理プロジェクト】
 - ・女性向けの物資の配布は女性が担当する等配慮する【避難所管理プロジェクト】
- (5) 長期避難者への対応 **報告口**
- ・長期避難が必要な方の住環境を確保するため、ホテル等宿泊施設や隣接市町村の避難所の手配を本部調整班に要請する【避難所管理プロジェクト】
 - ・避難所の収容人数が超過している場合は他避難所への振分けを行う【避難所管理プロジェクト】
- (6) 避難所の閉鎖 **報告口**
- ・仮設住宅や民間宿泊施設等、長期避難者の移設先を調整、確保した上で、避難所を閉鎖する【避難所管理プロジェクト】

※関係機関による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況を適切に県に報告すること。

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第3章 いのちをつなぐ

第2節 要配慮者対策

【担当班】 市民支援班、福祉救護班、保健医療班	【関係機関等】 福祉避難所応援協定先、社会福祉施設、医療機関、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員
【業務関連マニュアル】 避難行動要支援者支援体制構築実施マニュアル	【関連様式】 災害救助法の様式-5 救助の種目別物資受払状況 P329 災害救助法の様式-6 避難所設置及び避難生活状況 P330 災害救助法の様式-28 救助実施記録日計票 P352

3時間
～
1ヶ月
以降

1. 在宅避難者対策

- (1) 安否確認 報告 □
- ・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携を図り、在宅避難者の安否確認体制を確保する【福祉救護班】
 - ・避難行動要支援者名簿を活用し、在宅避難者の安否状況を確認する【福祉救護班】
 - ・疾病者の対応(医薬品の提供、酸素供給装置の配備等)をする【福祉救護班、保健医療班】
- (2) ニーズ把握、支援方針判断 報告 □
- ・在宅要配慮者の巡回相談体制を編成し、巡回を実施する【保健医療班】
 - ・必要物資のニーズを把握する【福祉救護班】
 - ・福祉避難所、福祉施設、医療機関と協議し、受け入れの調整を行う【福祉救護班、保健医療班】
 - ・サービス提供事業所にガソリンを提供する【福祉救護班、保健医療班】
- (3) 在宅支援 報告 □
- ・必要物資を提供する【福祉救護班】
 - ・福祉施設、医療機関へ移送する【市民支援班、福祉救護班、保健医療班】

1. 福祉避難所の運営

- (1) 福祉避難所の設置 報告 □
- ・福祉避難所応援協定先や社会福祉施設に福祉避難所の開設を要請する【福祉救護班】
 - ・各福祉避難所における支援スタッフの必要人数を把握する【福祉救護班】
 - ・支援スタッフを確保、要請する【福祉救護班】
- (2) 福祉避難所の運営 報告 □
- ・施設と協議し、要配慮者の受け入れを要請する【福祉救護班】

発災後
～
1ヶ月
以降

1. 避難所避難者対策

- (1) 安否確認 報告 □
- ・避難行動要支援者名簿を活用し、避難所における要配慮者を把握する【福祉救護班】
 - ・疾病者の対応(医薬品の提供、酸素供給装置の配備等)をする【福祉救護班、保健医療班】
- (2) 巡回・移送 報告 □
- ・各避難所において、自治会、自主防災組織や民生委員・児童委員と連携して、要配慮者の支援体制を確保する【福祉救護班、保健医療班】
 - ・避難所内での巡回相談体制を編成し、実施する【保健医療班】
 - ・福祉避難所、福祉施設、医療機関と協議し、受け入れの調整・移送を行う【市民支援班、福祉救護班、保健医療班】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第3章 いのちをつなぐ

第3節 帰宅困難者への対策

【担当班】

市民支援班、避難所管理プロジェクト

【関係機関等】

西日本旅客鉄道株式会社、バス事業者、
和歌山県石油商業組合、コンビニエンスストア

【業務関連マニュアル】

【関連様式】

発災後
～
3日

1. 帰宅困難者対策

(1) 関係機関との情報共有

報告口

- ・鉄道、道路等の被災状況や今後の見込みを把握する 【市民支援班】
- ・帰宅困難者支援施設(コンビニ、ガソリンスタンド等)の状況を把握する 【市民支援班】

(2) 帰宅困難者の把握

報告口

- ・帰宅困難者発生状況を把握(駅、役所(官公庁、市役所、行政局、公共施設等)、民間施設等に連絡)する 【市民支援班】

(3) 避難所への一時収容

報告口

- ・帰宅困難者に情報提供(一斉帰宅の抑制、避難所への誘導)を行う 【市民支援班】
- ・帰宅困難者を受入れる 【避難所管理プロジェクト】

(4) 情報提供

報告口

- ・帰宅困難者の臨時輸送のために西日本旅客鉄道株式会社、バス事業者に連絡する 【市民支援班】
- ・企業・学校・その他の帰宅困難者に対し、関係機関が行う臨時輸送の情報を提供し支援する 【市民支援班】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第3章 いのちをつなぐ

第4節 食料等の供給

【担当班】 物資輸送・調達プロジェクト 避難所管理プロジェクト	【関係機関等】 和歌山県社会福祉課、災害時応援協定企業・組合等、 和歌山県トラック協会、和歌山県倉庫協会、ボランティア
---------------------------------------	---

【業務関連マニュアル】	【関連様式】 災害救助法の様式-5 救助の種目別物資受払状況 P329 災害救助法の様式-8 炊出し給与状況 P332 災害救助法の様式-28 救助実施記録日計票 P352
-------------	---

3時間
～
1ヶ月
以降

1. 備蓄物資の供給

(1) 備蓄物資の供給 報告口

- ・避難所情報や道路状況等の情報収集を行う【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・和歌山県トラック協会に物流輸送の協力を依頼する【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・備蓄している食料及びペットボトル入り飲料水を各避難所に配分する【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・各避難所では、避難所への避難者その他、在宅避難者、福祉避難所への供給を行う【避難所管理プロジェクト】

2. 食料等の調達・搬送

(2) 食料等の調達・搬送 報告口

- ・食料等の必要量を検討する【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・不足する食料等を市内及び近隣市町から購入又は協定に基づき調達する【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・災害時応援協定企業、組合等に食料等の供給、集積場所の提供等を依頼する【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・市内及び市外から調達した食料等を拠点に集結させる【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・物資の保管及び管理を和歌山県倉庫協会に依頼する【物資輸送・調達プロジェクト】
- ※国、県、市間で食料、生活必需品等の調達や輸送等に必要な情報の共有は物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、実施する。

24時間
～
1ヶ月
以降

3. 食料等の供給

(3) 食料等の供給 報告口

- ・和歌山県トラック協会及び和歌山県倉庫協会と調整を行う【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・集結拠点での供給体制を確保する【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・ボランティアの協力のもと、集結拠点に集めた食料等を各避難所に配達する【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・避難所での供給体制を確保する【避難所管理プロジェクト】
- ・各避難所では、避難所への避難者その他、在宅避難者への供給を行う【避難所管理プロジェクト】
- ・炊き出しの実施状況について、様式(炊出し給与状況)を作成する【避難所管理プロジェクト】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第3章 いのちをつなぐ

第5節 飲料水等の供給

【担当班】 水道総務班、給水班	【関係機関等】 和歌山県生活衛生課、ボランティア、日本水道協会、災害時応援協定企業・組合等
【業務関連マニュアル】 海南市水道事業危機管理マニュアル 基幹管路事故対応マニュアル	【関連様式】 災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況 P329 災害救助法の様式- 9 飲料水の供給簿 P333 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P352

24時間
～
1カ月
以降

1. 給水活動の実施

- (1) 関係機関、応援機関との連携 報告 □
- ・応急給水状況を取りまとめる 【給水班】
 - ・応急給水状況を広報する 【水道総務班】
 - ・日本水道協会やボランティア等の応援団体と連絡、調整する 【水道総務班】
 - ・日本水道協会やボランティア等の応援団体を受入れる 【水道総務班】
- (2) 給水車による避難所、医療機関等への運搬 報告 □
- ・医療機間にアクセス路の被害状況、復旧状況を確認する 【給水班】
 - ・避難所・医療機間に飲料水を配給する 【給水班】
 - ・飲料水の供給状況について、様式(飲料水の供給簿)を作成する 【水道総務班】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第3章 いのちをつなぐ

第6節 生活必需品の供給

【担当班】 物資輸送・調達プロジェクト 避難所管理プロジェクト	【関係機関等】 和歌山県社会福祉課、災害時応援協定企業・組合等、 和歌山県トラック協会、和歌山県倉庫協会、ボランティア
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 災害救助法の様式-5 救助の種目別物資受払状況 P329 災害救助法の様式-10 物資の給与状況 P334 災害救助法の様式-28 救助実施記録日計票 P352 市の様式-14 物資要請書 P370

24時間
～
1ヶ月
以降

1. 県及び協定業者からの物資調達

(1) 要請 報告口

- ・和歌山県トラック協会に物資輸送の協力依頼を行う【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・和歌山県倉庫協会に物資保管及び管理の依頼を行う【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・調達が必要な物資の数量を確認する【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・物資要請先を確認、検討する【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・災害時応援協定企業・組合等に物資支援を依頼する【物資輸送・調達プロジェクト】

2. 救援物資の受入れ

(1) 受入場所、スペースの確保 報告口

- ・物資集積拠点を決定する【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・和歌山県倉庫協会と調整を行う【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・受入場所、スペースの用途を制限する【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・現地での受入担当者を選定、配置する【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・調達元に受入場所を通知する【物資輸送・調達プロジェクト】

(2) 物資受入れ 報告口

- ・物資の受入体制を確保する【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・受入れ、保管を支援する【物資輸送・調達プロジェクト】

(3) 物資の保管 報告口

- ・物資を種類別に保管する【物資輸送・調達プロジェクト】

24時間
～
1ヶ月
以降

3. 救援物資の供給

(1) 物資の配給 報告口

- ・和歌山県トラック協会と調整を行う【物資輸送・調達プロジェクト】
 - ・配布計画を検討する【物資輸送・調達プロジェクト】
 - ・輸送計画を検討する【物資輸送・調達プロジェクト】
 - ・ボランティア等との連絡、調整を行う【物資輸送・調達プロジェクト】
 - ・計画に基づき、避難所へ物資を配給する【物資輸送・調達プロジェクト】
 - ・被災者に物資を配給する【避難所管理プロジェクト】
- ※国、県、市間で食料、生活必需品等の調達や輸送等に必要な情報の共有は物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、実施する。

【救援物資の取扱ポイント】
個人から送られてくる支援物資は仕分け作業等に相当の労力が割かれてしまうため、基本的に受け取らないこととする。

(2) 物資の管理 報告口

- ・物資の在庫・出庫管理を行う【物資輸送・調達プロジェクト】
- ・物資の供給状況について、様式(物資の供給状況)を作成する【物資輸送・調達プロジェクト】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第3章 いのちをつなぐ

第7節 被災者への情報伝達活動



第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第3章 いのちをつなぐ

第8節 保健活動

【担当班】 福祉救護班、保健医療班、学校教育班	【関係機関等】 海南保健所、医療ボランティア
【業務関連マニュアル】 保健師活動マニュアル	【関連様式】

24時間
～
1ヶ月
以降

1. 健康調査・健康相談

- (1) 避難所における対応 報告 □
- ・避難者名簿等により要配慮者を確認する【福祉救護班、保健医療班】
 - ・応急処置・薬の配布を行う【保健医療班】
 - ・エコノミークラス症候群等の予防啓発を指導する【保健医療班】
 - ・応急処置に必要な医療器具や薬剤を確保する【保健医療班】
 - ・避難所全体を把握し、福祉避難所、福祉施設、医療機関と協議し、受け入れの調整を行う【保健医療班、福祉救護班】
- (2) 保健師応援要請 報告 □
- ・海南保健所を通じて県に派遣を依頼する【保健医療班】
 - ・派遣保健師の受け入れ体制を整備(記録・報告用紙の準備、被災状況の確保、中長期派遣になった際の対応)する【保健医療班】
 - ・定例会議を実施する【保健医療班、福祉救護班】
- (3) 健康相談 報告 □
- ・医療ボランティアを含めて健康相談体制を確保する【保健医療班】
 - ・医療相談を行い、病気を予防する【保健医療班】
- (4) 健康教育 報告 □
- ・必要に応じて健康教育の場を設定、周知する【保健医療班】

2. メンタルヘルスケア

- (1) 避難所における心のケア 報告 □
- ・専門機関と連携し、専門スタッフによる心のケアを行う【保健医療班】
- (1) 孤立者への支援 報告 □
- ・孤立者(特に仮設住宅や被災地外への移住者)を確認する【保健医療班】
 - ・孤立者への重点対応を行う【保健医療班】
 - ・専門機関と連携し、専門スタッフによる心のケアを行う【保健医療班】
- (1) 家族等を亡くした方への支援 報告 □
- ・海南保健所と連携し、保健医療スタッフによる長期支援体制を確保する【保健医療班】
 - ・メンタルヘルスケアを実施する【保健医療班】
 - ・専門機関と連携し、専門スタッフによる心のケアを行う【保健医療班】
- (1) 在宅者への対応 報告 □
- ・県と連携し、在宅避難者を訪問し、健康相談を実施する【福祉救護班、保健医療班】
 - ・在宅避難者の状況を把握し、福祉避難所、福祉施設、医療機関と協議し、受け入れの調整を行う【福祉救護班、保健医療班】
 - ・専門機関と連携し、専門スタッフ等による心のケアを行う【福祉救護班、保健医療班】
- (1) 被災家庭における心のケア 報告 □
- ・電話、訪問等で健康相談を実施する【保健医療班】
 - ・専門機関と連携し、専門スタッフによる心のケアを行う【保健医療班】
- (1) 小児への支援 報告 □
- ・保育所、学校、児童相談所、教育委員会等の複数機関による支援体制を確保する【保健医療班、福祉救護班、学校教育班】
 - ・専門機関と連携し、専門スタッフによる心のケアを行う【保健医療班、福祉救護班、学校教育班】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第3章 いのちをつなぐ

第9節 防疫対策

【担当班】 保健医療班、産業対策班	【関係機関等】 海南保健所、紀北家畜保健衛生所、自治会、自主防災組織
【業務関連マニュアル】	【関連様式】

24時間
～
1ヶ月

1. 感染症の予防

(1) 防疫対策資機材等の確保 報告口

- ・消毒用薬剤、衛生資材等の必要数量を調達する【保健医療班】
- ・巡回実施状況を取りまとめる【保健医療班】

(2) 防疫活動 報告口

- ・避難所における消毒体制を確認、調整する【保健医療班】
- ・避難者に避難所管理プロジェクト等と連携し、感染症の発生防止等の衛生対策を広報する【保健医療班】
- ・感染症患者等の処遇を調整する【保健医療班】
- ・海南保健所指導のもと、感染症対策を実施する【保健医療班】
- ・施設の管理者を通じて衛生に関する自主的組織を編成するなど協力を得て防疫を実施する【保健医療班】

(3) 予防対策 報告口

- ・災害対策本部等に感染症に関する十分な知見を有する医師を常駐させるよう努める【保健医療班】
- ・日本環境感染学会等と連携し、感染対策チームの派遣を要請する【保健医療班】
- ・家屋周辺の消毒、清掃指導をする【保健医療班】
- ・家畜保健衛生所が行う家畜の処分と畜舎の消毒に協力する【産業対策班】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第3章 いのちをつなぐ

第10節 食品衛生の確保

【担当班】

保健医療班、避難所管理プロジェクト

【関係機関等】

海南保健所、海南海草食品衛生協会

【業務関連マニュアル】

【関連様式】

3時間
～
1ヶ月
以降

1. 食品衛生対策

(1) 応援要請 報告口

- ・避難所の設置、避難者の収容状況、衛生状況を確認する【保健医療班】
- ・巡回する避難所を決定する【保健医療班】
- ・巡回する要員、資機材の必要量の推計、不足量を確認する【保健医療班】
- ・県に食品衛生監視員及び資機材を応援要請する【保健医療班】
- ・海南海草食品衛生協会に食品衛生指導・相談を依頼する【保健医療班】

(2) 避難所における衛生指導 報告口

- ・海南保健所の指導により衛生資材等の運用ルールを設定する【保健医療班】
- ・避難者に周知する【保健医療班・避難所管理プロジェクト】

(2) 炊き出し等への指導 報告口

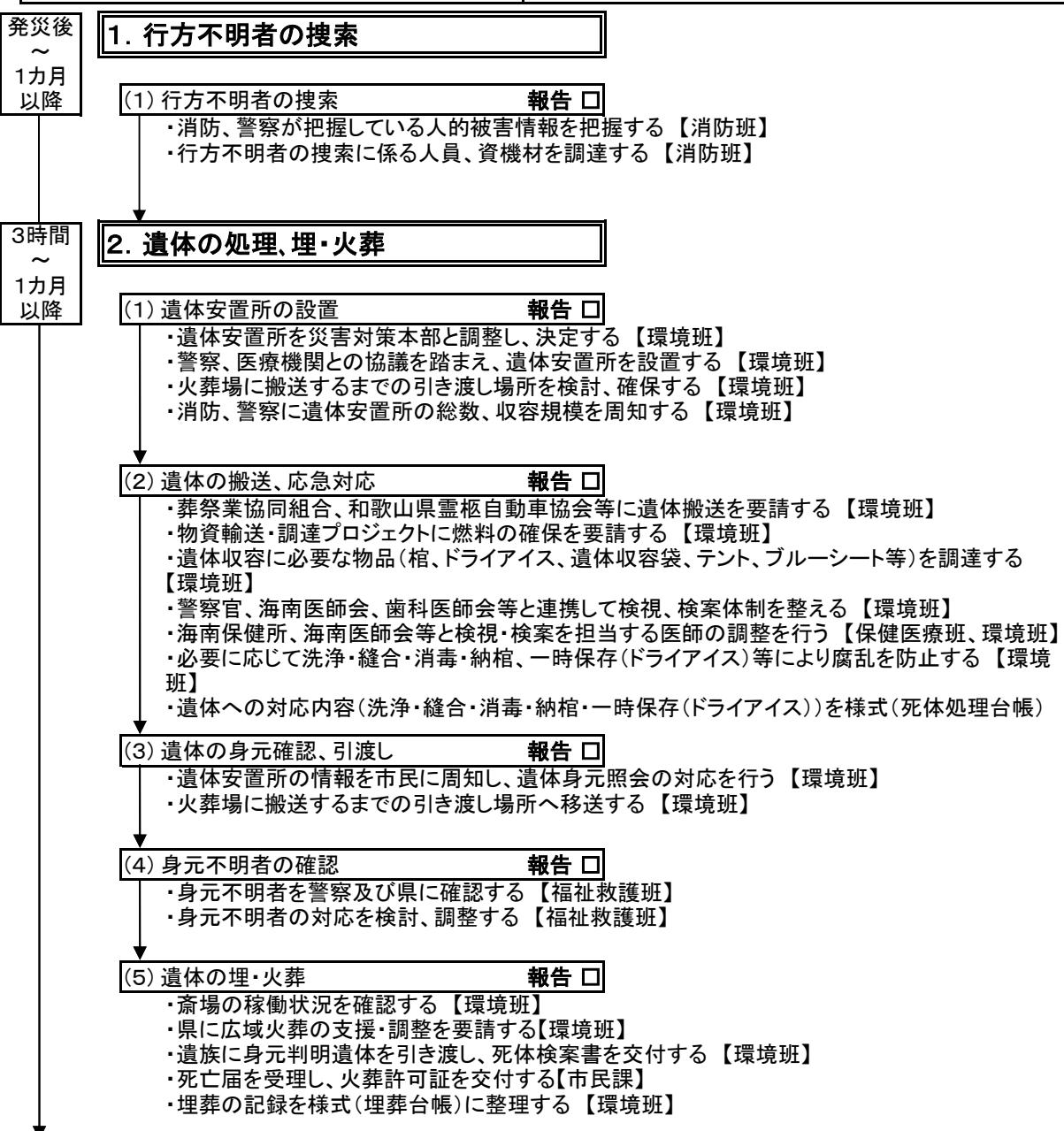
- ・海南保健所の指導により配給設備の衛生を確保し、水、ごみ等の処理に関するルールを設定する【保健医療班】
- ・実施者にルールを周知する【保健医療班】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第3章 いのちをつなぐ

第11節 行方不明者の搜索及び遺体の処置、埋・火葬

【担当班】 福祉救護班、保健医療班、環境班、消防班、市民課	【関係機関等】 和歌山県生活衛生課、海南医師会、医療機関、海南歯科医師会、海南警察署、葬儀業者
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 災害救助法の様式-15 埋葬台帳 P339 災害救助法の様式-16 死体処理台帳 P340 災害救助法の様式-27 死体の搜索状況記録簿 P351 災害救助法の様式-28 救助実施記録日計票 P352 市の様式-15 遺体氏名札 P371 市の様式-16 遺体送付票 P371



第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第3章 いのちをつなぐ

第12節 廃棄物・し尿処理

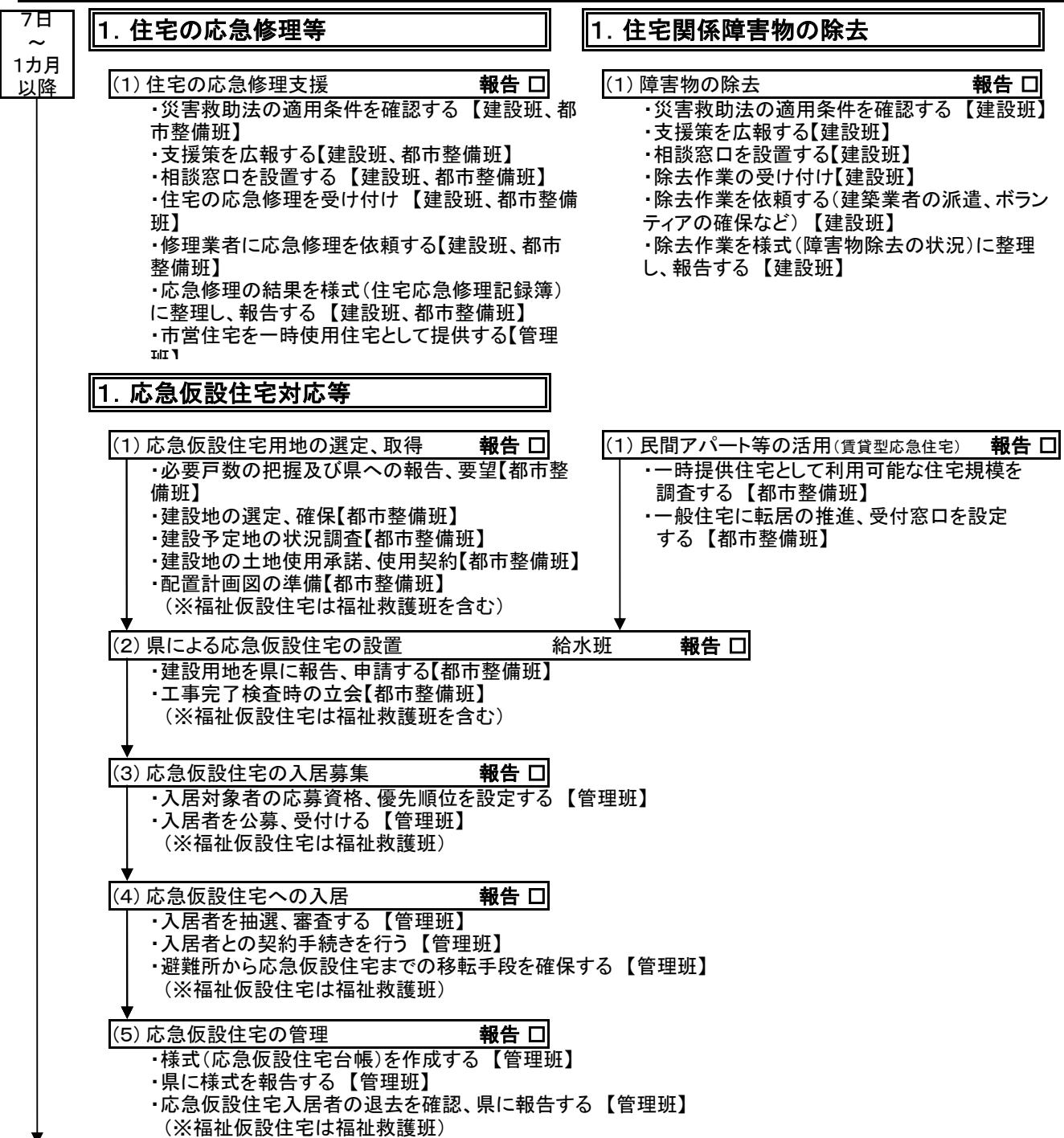


第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第4章 復旧への足がかり

第1節 住宅応急対策

【担当班】 福祉救護班、都市整備班、管理班、建設班	【関係機関等】 和歌山県建築住宅課、和歌山県宅地建物取引業協会、ボランティア
【業務関連マニュアル】 県応急仮設住宅建設・管理マニュアル	【関連様式】 災害救助法の様式- 7 応急仮設住宅台帳 P331 災害救助法の様式- 17 住宅応急修理記録簿 P341 災害救助法の様式- 20 障害物除去の状況 P344 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P352

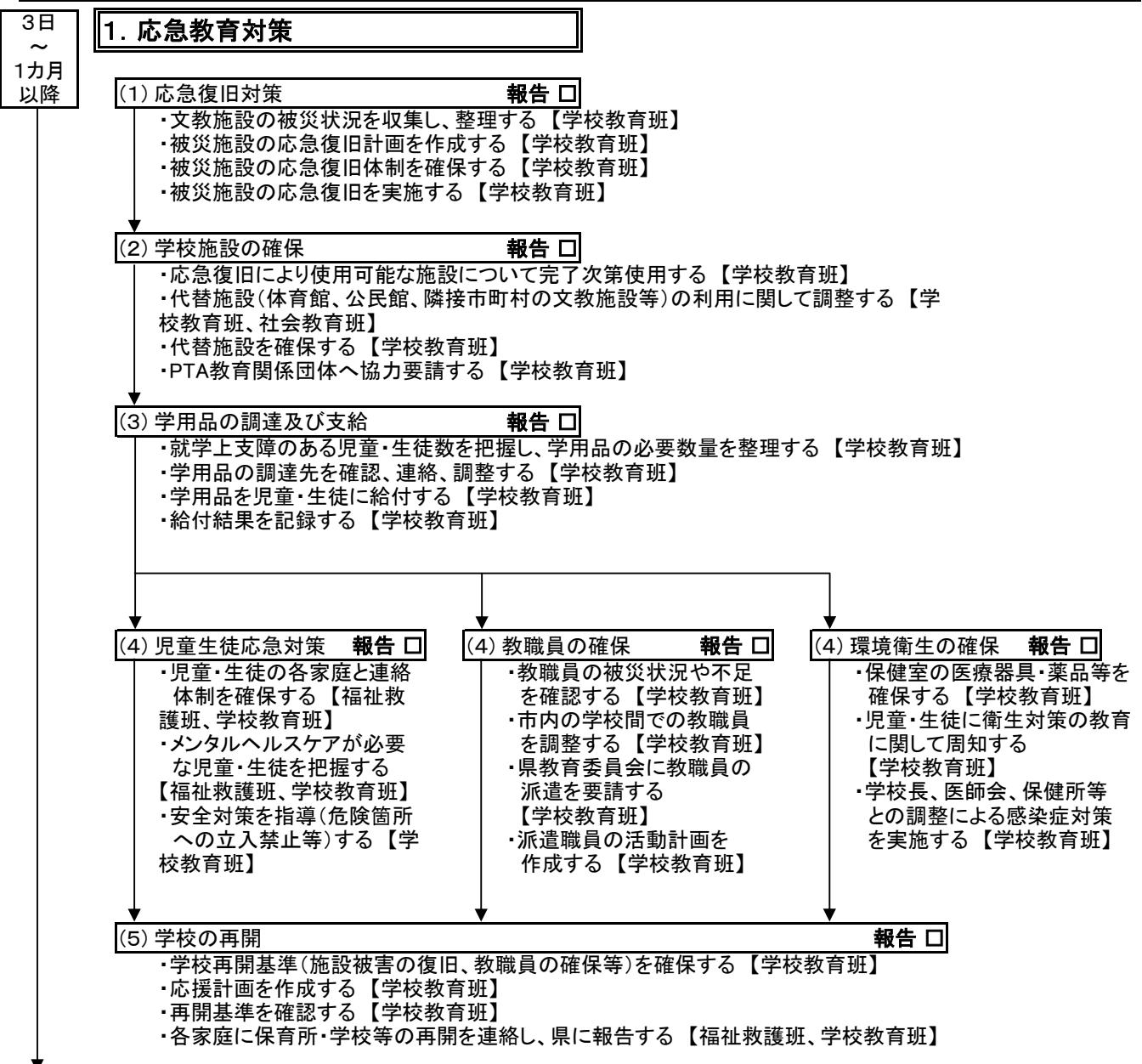


第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第4章 復旧への足がかり

第2節 応急教育対策

【担当班】 福祉救護班、学校教育班、社会教育班	【関係機関等】 和歌山県教育委員会 海南医師会、海南保健所
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 災害救助法の様式- 19 学用品の給与状況 P343 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P352 市の様式- 17 学用品引渡書 P372 市の様式- 18 学用品割当台帳 P373 市の様式- 19 学用品受払簿 P374



第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第4章 復旧への足がかり

第3節 災害ボランティア活動支援

【担当班】 市民支援班、生活再建支援プロジェクト	【関係機関等】 市社会福祉協議会
【業務関連マニュアル】	【関連様式】

24時間
～
1ヶ月
以降

1. 災害ボランティア活動支援

(1) 民間団体等への協力要請 報告口

- ・市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請する【生活再建支援プロジェクト】
- ・協力依頼内容を協議する【生活再建支援プロジェクト】
- ・自治体、民間団体、各種福祉団体に協力を要請する【市民支援班、生活再建支援プロジェクト】

(2) 災害ボランティアセンターの設置 報告口

- ・災害ボランティアセンターの役割・機能・設置場所を協議する【生活再建支援プロジェクト】
- ・災害ボランティアセンター運営体制(要員、資機材)を協議する【生活再建支援プロジェクト】
- ・市社会福祉協議会が市の要請に基づき災害ボランティアセンターを設置【生活再建支援プロジェクト】

(3) 災害ボランティアセンター運営支援 報告口

- ・災害ボランティアの受入計画を検討する【生活再建支援プロジェクト】
- ・災害ボランティアセンターへ情報提供を行う【生活再建支援プロジェクト】

(4) 活動情報の提供 報告口

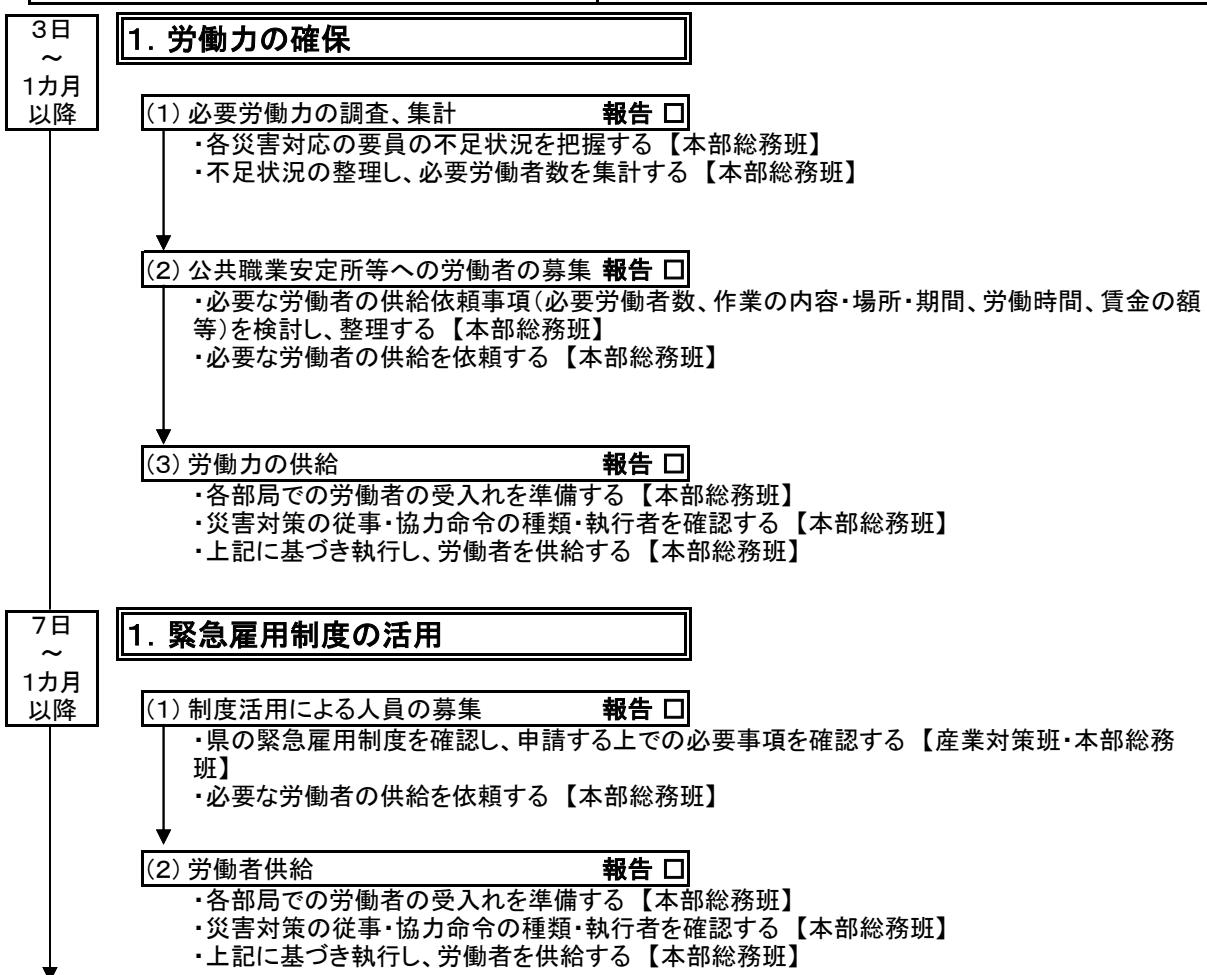
- ・各災害ボランティアの活動内容記録の提供を受ける【生活再建支援プロジェクト】
- ・活動状況の公表用資料を作成する【生活再建支援プロジェクト】

第3部 災害応急対策 第1編 自然災害

第4章 復旧への足がかり

第4節 労働力の確保

【担当班】 本部総務班、産業対策班	【関係機関等】 公共職業安定所
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 災害救助法の様式- 22 災害救助法施行令第4条第1号から 第4号までに規定する者の従事状況 P346 災害救助法の様式- 23 災害救助法施行令第4条第5号から 第10号までに規定する者の従事状況 P347 災害救助法の様式- 26 法律19条の補償費の状況 P350 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P352 市の様式- 20 災害発生に伴う労働者確保の要請について P375



第3部 災害応急対策 第2編 重大事故

第1章 大規模事故災害対策

第1節 海上災害対策

【担当班】 本部調整班、広報財政班、本部総務班、環境班、産業対策班、管理班、建設班、消防調整班、消防班	【関係機関等】 海上保安庁、海南警察署、和歌山県、海上災害防止センター、和歌山県漁業協同組合連合会
【業務関連マニュアル】	【関連様式】

発災後
～
7日

1. 活動体制の確立

- (1) 状況把握・報告 報告口
 - ・海上保安庁に被害状況を確認する【環境班、消防班】
 - ・事故の発生状況、施設の被災状況、事故の規模等の概要を把握する【本部調整班、消防調整班、消防班】
 - ・被害概要を集約し、整理する【本部調整班、消防調整班】
 - ・国、県(港湾管理者)等の関係機関に報告する【本部調整班、消防調整班】
- (2) 現地災害対策本部の設置 報告口
 - ・関係機関と連絡を取り調整する【消防調整班】
 - ・現地災害対策本部の設置場所を設定する【消防調整班】
 - ・関係機関に現地災害対策本部の設置を周知する【消防調整班】
- (3) 活動体制の確保 報告口
 - ・動員体制を確認する【本部総務班、消防調整班、消防班】
 - ・職員の安全管理を行う【本部総務班、消防調整班】
 - ・資機材を調達、確保する【建設班、消防調整班】
- (4) 関係機関への応援要請 報告口
 - ・被害状況から対応要員、資機材の不足を判断する【消防調整班、消防班】
 - ・県を通じて、相互応援協定締結市等の他機関へ応援を要請する【本部調整班、消防調整班】
- (5) 応急措置 報告口
 - ・消防警戒区域を設置し、消火活動を行う【消防調整班、消防班】
 - ・交通規制、立ち入り制限、入港船の停止等を実施(警察との調整)する【管理班】
 - ・防災関係機関との連絡調整を行い、埠頭利用業者に対する協力要請を行う【本部調整班】
 - ・海上保安庁から要請を受けた場合、又は市長が必要と認めた場合、海上保安部、海上災害防止センター等との連携を密にし、本市沿岸海域における防除対策を行う【本部調整班、管理班】
- (6) 緊急輸送活動 報告口
 - ・海上保安庁、警察等と連携した災害時交通規制、緊急輸送対策を実施する【広報財政班、管理班、建設班】
- (7) 広報、避難 報告口
 - ・近隣住民に避難指示等を伝達する【広報財政班、消防班】
 - ・近隣住民、通過自動車に周知する【広報財政班、消防班】
 - ・災害に関する各種情報を広報する【広報財政班、消防班】

発災後
～
1ヶ月

2. 海上流出油等対策

(1) 流出油対応

報告口

- ・活動に必要な人員を算定し、防災指令等に基づき各部局より職員を動員する【本部総務班、消防調整班、消防班】
- ・海上災害防止センターが廃油等の保管・運搬・処理を直ちに行う事ができない場合、海上保安部等防災関係機関等と協力し、空地等一時保管場所を選定する【本部調整班、消防調整班、管理班】
- ・流出油等を回収し、応急的に一時保管する【建設班、消防調整班、消防班】

(2) 環境対策

報告口

- ・油等の漏洩等による汚染状況の情報を収集し、県と共有する。県に対し、環境モニタリングのほか、被災状況に応じた応急措置を要請する。【環境班】
- ・流出油の成分、大気の分析結果から人体への影響を調査し、対策を関係部局に報告し、対応を指示する【本部調整班、環境班】
- ・状況により、市長は報道関係機関に「市民が注意すべき事項」についての放送周知を要請する【広報財政班】
- ・防災行政無線や広報車等で市民へ広報する【広報財政班】
- ・海鳥等の野生動物への被害が発生した場合、県にボランティア等の協力を得て保護するよう依頼する【本部調整班、環境班】

(3) 市民利用施設及び海産物対策

報告口

- ・県に海水浴場等の監視、水質検査を実施を依頼する【環境班】
- ・市民利用施設の利用者への広報、施設の閉鎖等を実施する【広報財政班】
- ・漁業協同組合、民間施設へ情報提供を行う【産業対策班、広報財政班】
- ・水産物の汚染の実態を把握する【産業対策班】
- ・流出油等による汚染が疑われる水産物の流通を防止する【産業対策班】

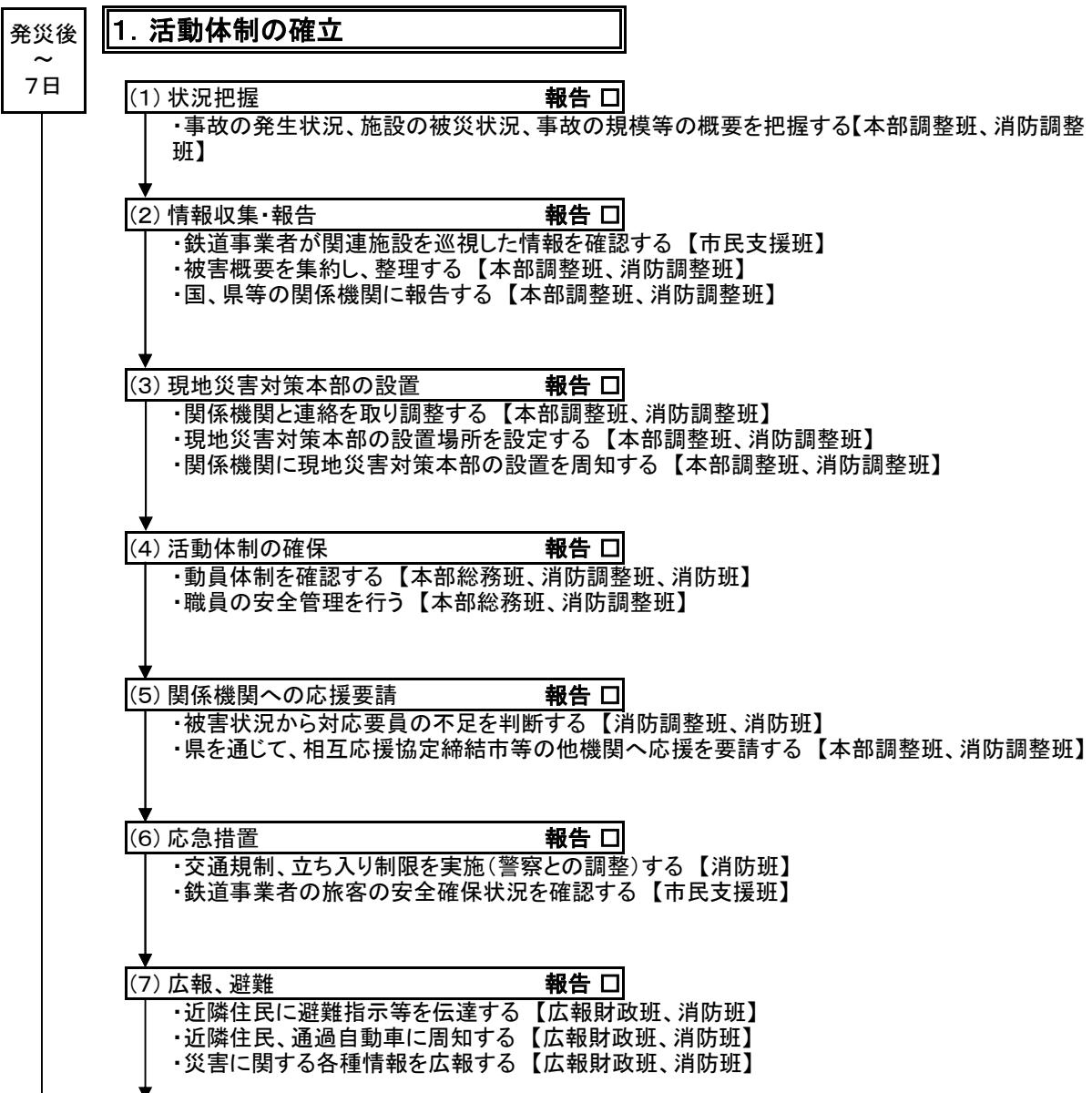
※人命の救出活動及び負傷者の応急手当があるときは海南保健所、海南医師会等と連携し、医療スタッフ及び搬送先の確保など、医療救護体制を整える【保健医療班】

第3部 災害応急対策 第2編 重大事故

第1章 大規模事故災害対策

第2節 鉄道施設災害対策

【担当班】 本部調整班、広報財政班、本部総務班、市民支援班、保健医療班、消防調整班、消防班	【関係機関等】 鉄道事業者、海南警察署、和歌山県、海南医師会、医療機関
【業務関連マニュアル】 海南市消防計画、海南市警防活動要領、海南市救急業務計画	【関連様式】



発災後
～
3日

2. 人命救出援助活動等

(1) 救急・救護体制の確保 報告口

- ・海南保健所、海南医師会等と連携し、医療スタッフ及び搬送先の確保など、医療救護体制を整える【保健医療班】
- ・救出活動及び病院等への搬送を行う【消防班】

(2) 関係機関への応援要請 報告口

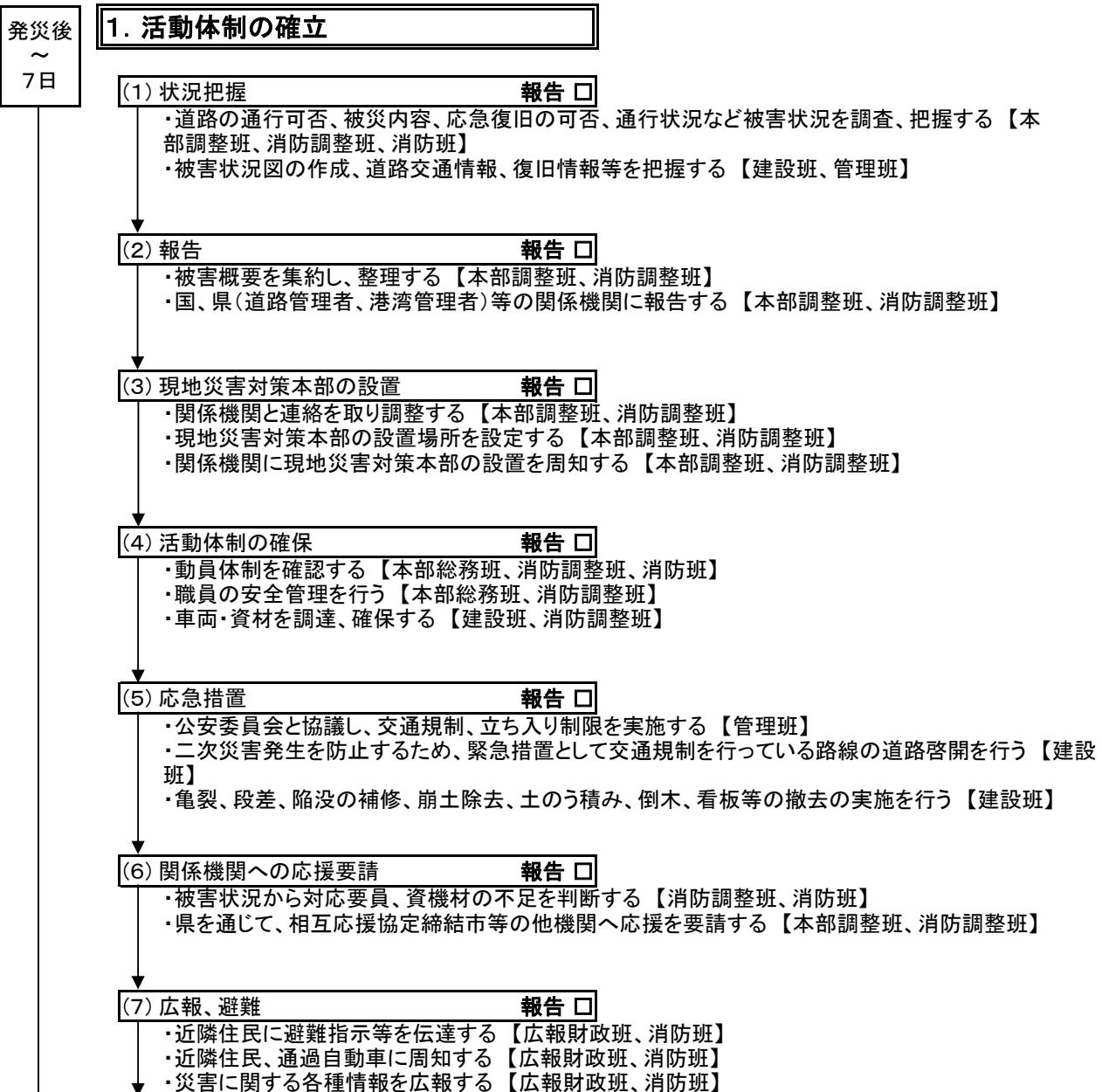
- ・被害状況から対応要員の不足を判断する【消防調整班、消防班】
- ・県を通じて、相互応援協定締結市等の他機関へ応援を要請する【本部調整班、消防調整班】

第3部 災害応急対策 第2編 重大事故

第1章 大規模事故災害対策

第3節 道路災害対策

【担当班】 本部調整班、広報財政班、本部総務班、保健医療班、管理班、建設班、消防調整班 消防班	【関係機関等】 道路管理者、和歌山県、海南警察署、消防応援協定締結市・組合等、海南医師会、医療機関
【業務関連マニュアル】 海南市消防計画、海南市警防活動要領、海南市救急業務計画	【関連様式】



発災後
～
3日

2. 人命救出援助活動等

(1) 救急・救護体制の確保 報告口

- ・海南保健所、海南医師会等と連携し、医療スタッフ及び搬送先の確保など、医療救護体制を整える【保健医療班】
- ・救出活動及び病院等への搬送を行う【消防班】

(2) 関係機関への応援要請 報告口

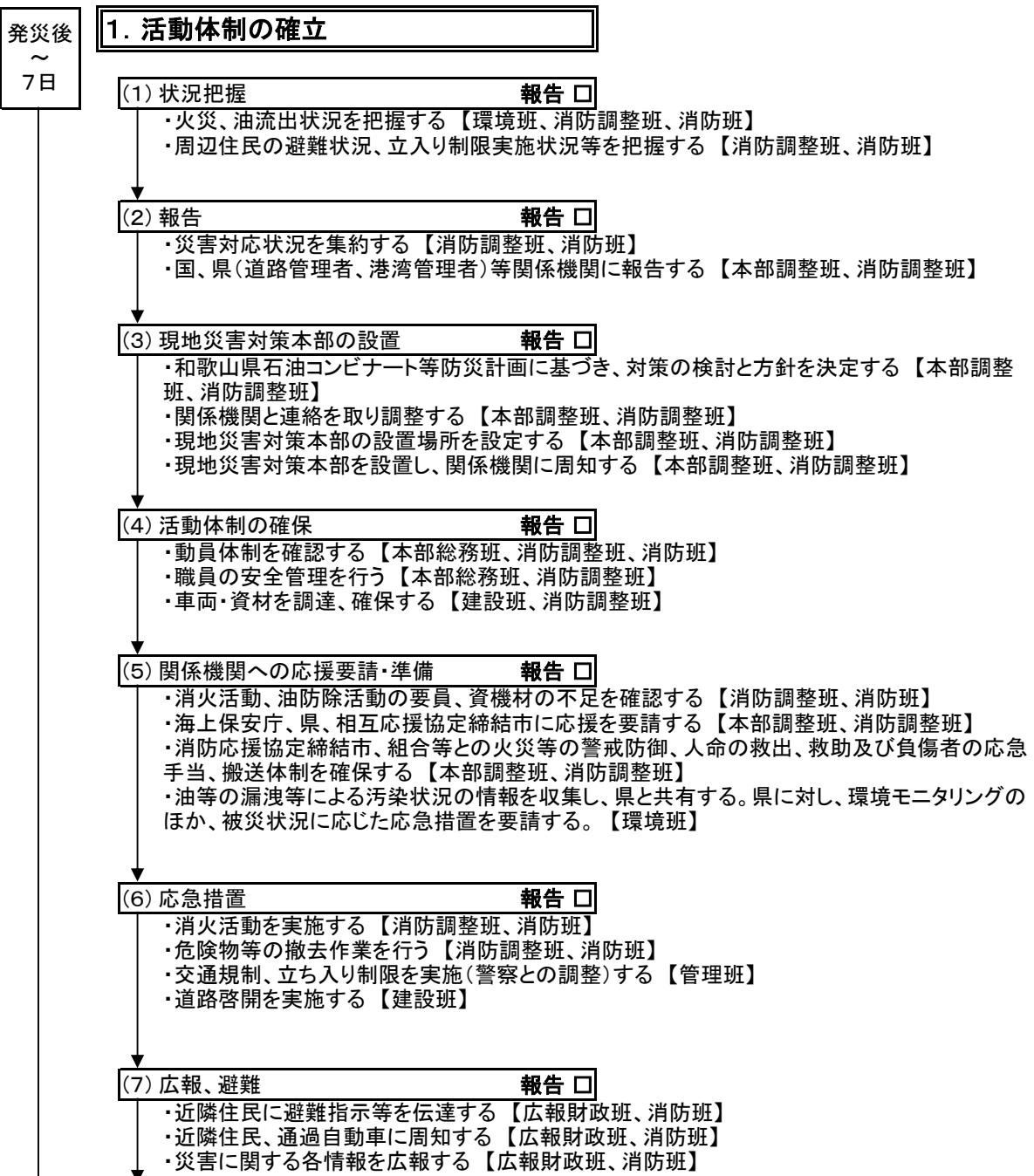
- ・被害状況から対応要員、資機材の不足を判断する【消防調整班、消防班】
- ・県を通じて、相互応援協定締結市等の他機関へ応援を要請する【本部調整班、消防調整班】

第3部 災害応急対策 第2編 重大事故

第1章 大規模事故災害対策

第4節 コンビナート災害対策

【担当班】 本部調整班、広報財政班、本部総務班、保健医療班、環境班、管理班、建設班、消防調整班、消防班	【関係機関等】 コンビナート施設設置者、海上保安庁、海南警察署、和歌山県、消防応援協定締結市・組合等、相互応援協定締結市、海南医師会、医療機関
【業務関連マニュアル】 海南市消防計画、海南市警防活動要領、海南市救急業務計画、和歌山県石油コンビナート等防災計画	【関連様式】



発災後
～
3日

2. 人命救出援助活動等

(1) 救急・救護体制の確保 報告口

- ・海南保健所、海南医師会等と連携し、医療スタッフ及び搬送先の確保など、医療救護体制を整える【保健医療班】
- ・救出活動及び病院等への搬送を行う【消防班】

(2) 関係機関への応援要請 報告口

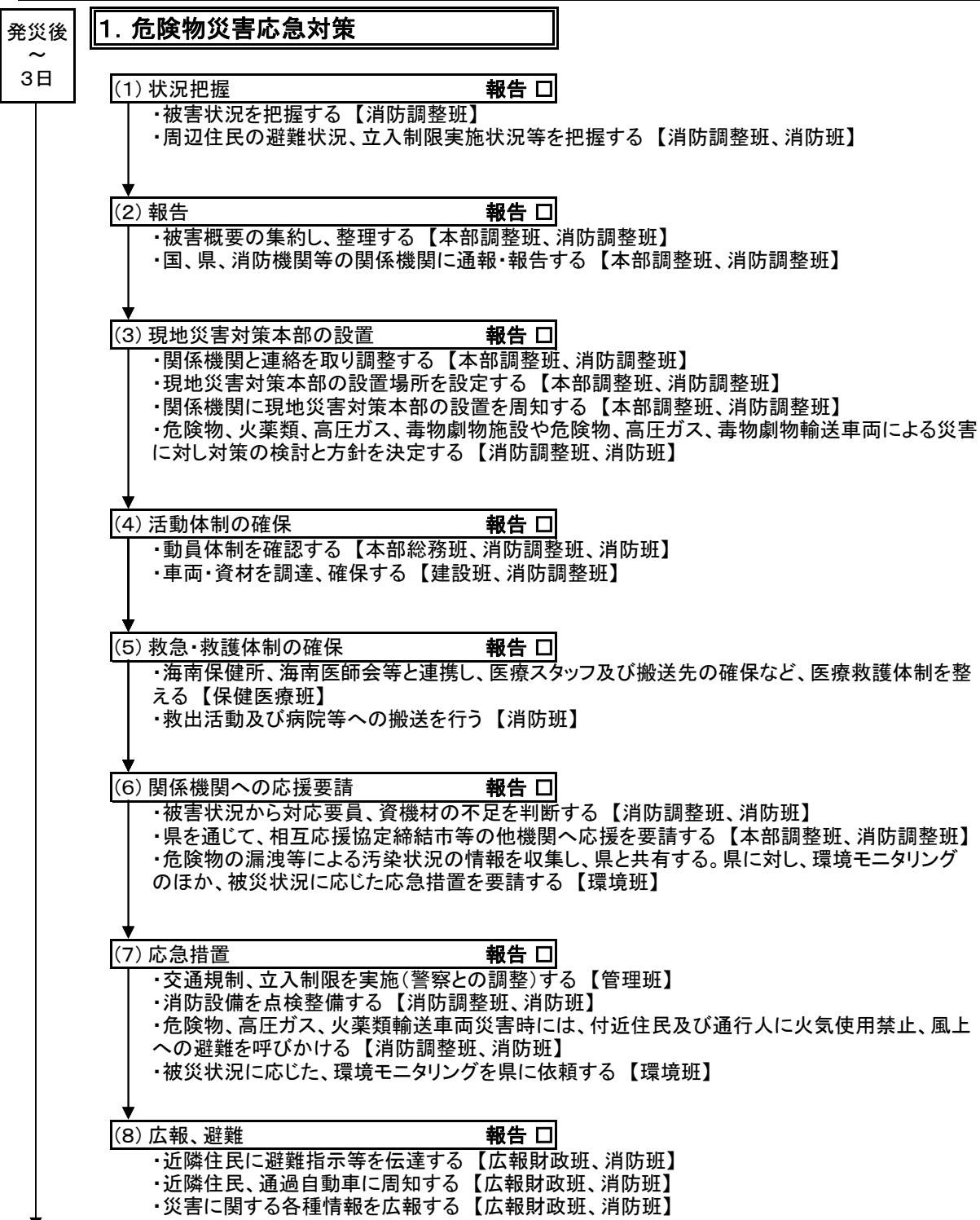
- ・被害状況から対応要員の不足を判断する【消防調整班、消防班】
- ・県を通じて、相互応援協定締結市等の他機関へ応援を要請する【本部調整班、消防調整班】

第3部 災害応急対策 第2編 重大事故

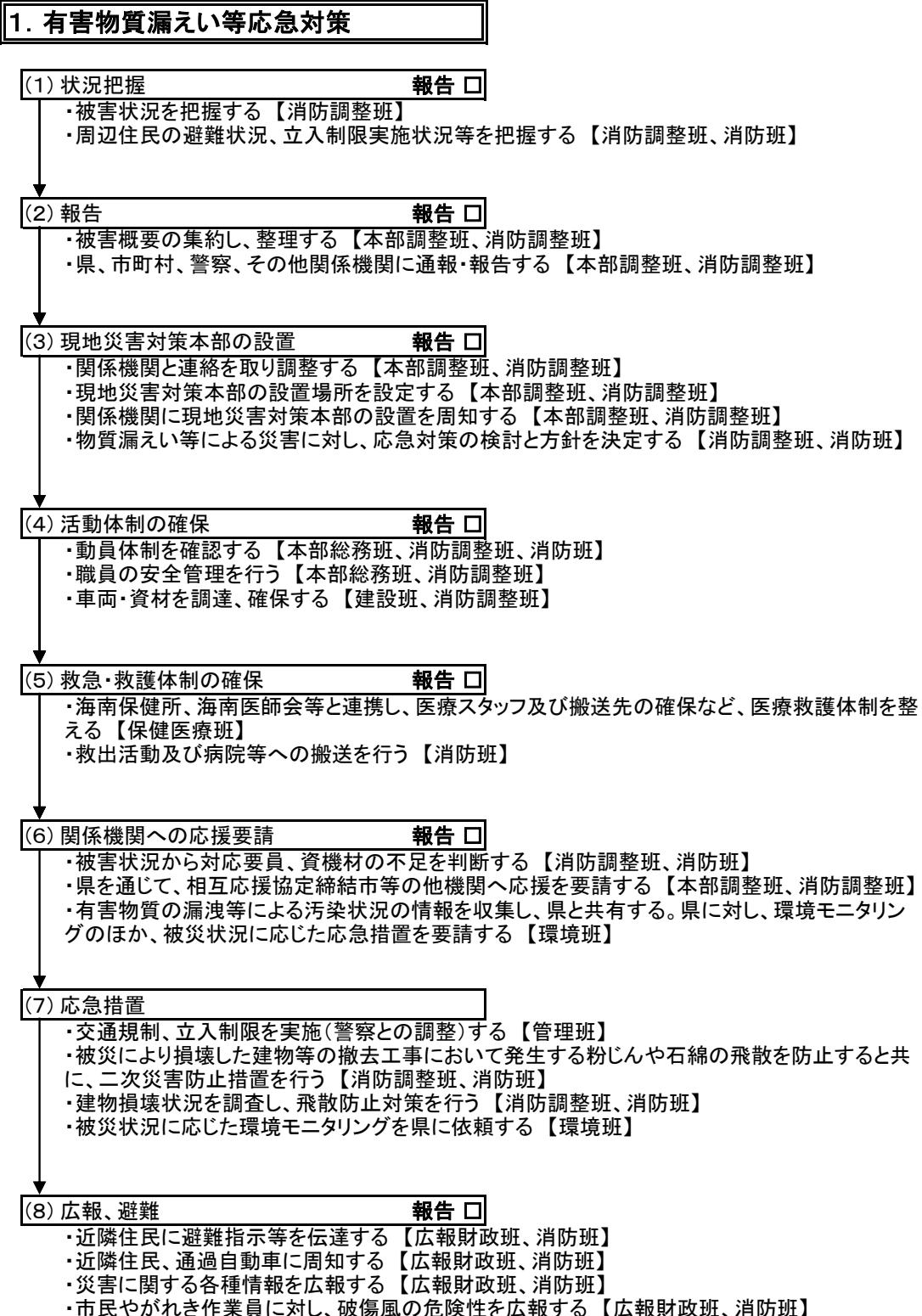
第2章 危険物事故災害対策

第1節 危険物等災害対策

【担当班】 本部調整班、広報財政班、本部総務班、保健医療班、環境班、管理班、建設班、消防調整班、消防班	【関係機関等】 危険物管理者、海上保安庁、海南警察署、和歌山県、消防応援協定締結市・組合等、相互応援協定締結市、海南医師会、医療機関
【業務関連マニュアル】 海南市消防計画、海南市警防活動要領、海南市救急業務計画、硫化水素対応マニュアル	【関連様式】



発災後
～
3日



発災後
～
3日



第4部 災害復旧・復興

第1章 都市基盤の復旧

第1節 公共施設等の災害復旧

【担当班】

各班

【関係機関等】

和歌山県

【業務関連マニュアル】

【関連様式】

3日
～
1ヶ月
以降

1. 公共施設等災害復旧

(1) 関係者との協議 報告口

- 右記の事業計画に係る施設の被害状況の共有、復旧方針を協議する【各班】

(2) 事業計画の作成 報告口

- 復旧事業計画を作成する【各班】
- 県と協議し、確認する【各班】

(3) 災害復旧事業の実施 報告口

- 要員、資機材を確保する【各班】
- 復旧事業を実施し、施工を管理する【各班】

【災害復旧事業】

- 公共土木施設災害復旧事業計画
- 農林水産業施設事業復旧計画
- 都市災害復旧事業計画
- 上水道施設災害復旧事業計画
- 住宅災害復旧事業計画
- 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 学校教育施設災害復旧事業計画
- 社会教育施設災害復旧事業計画
- 中小企業の振興に関する事業計画
- その他の災害復旧事業

1. 激甚災害の指定

(1) 激甚災害の指定 報告口

- 指定基準を確認する【各班】
- 県と連携し、調整、報告を行う【各班】

(2) 関係調書の作成 報告口

- 激甚災害指定を確認する【各班】
- 適用対象事業の所管部局による調書を作成する【各班】

1. 局地激甚災害の指定

(1) 局地激甚災害の指定 報告口

- 指定基準を確認する【各班】
- 県と連携し、調整、報告を行う【各班】

(2) 関係調書の作成 報告口

- 局地激甚災害指定を確認する【各班】
- 適用対象事業の所管部局による調書を作成する【各班】

第4部 災害復旧・復興

第2章 被災者への生活支援

第1節 被災者支援対応

【担当班】 情報班、生活再建支援プロジェクト、各班	【関係機関等】
【業務関連マニュアル】 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)	【関連様式】

7日
～
1カ月
以降

1. 被災者支援相談窓口の設置

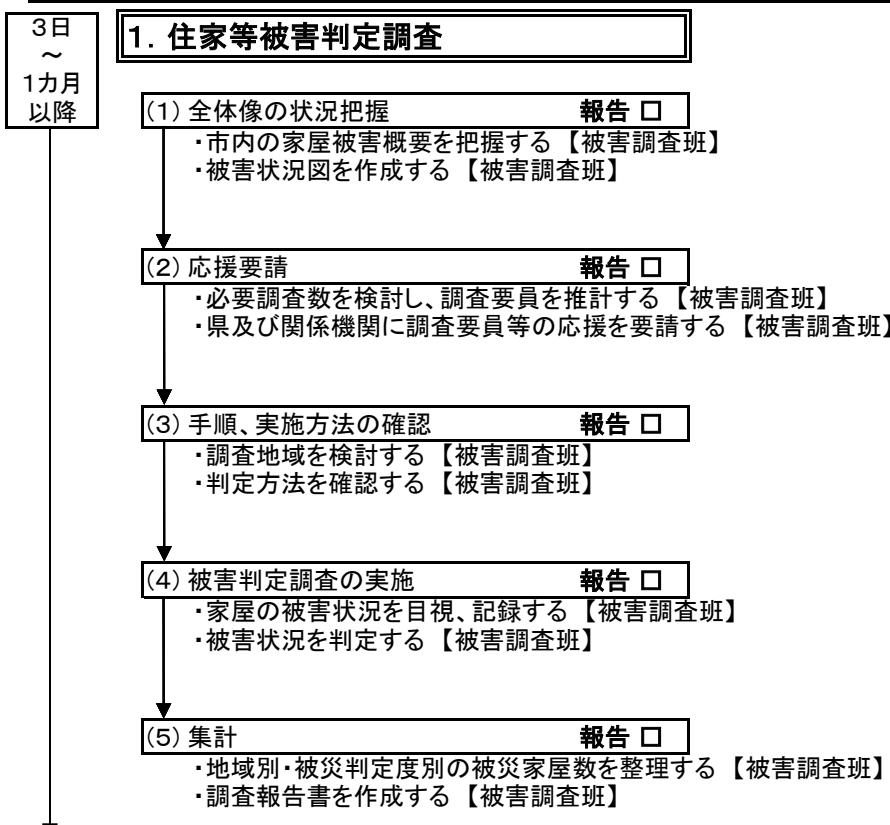
- (1) 被災者台帳の作成 報告口
- ・被災者支援システムに住基及び住家等の最新のデータをセットする 【情報班】
 - ・被災者台帳システムを運用する 【生活再建支援プロジェクト】
 - ・対象者の被災者台帳を作成する 【生活再建支援プロジェクト】
 - ・住基データ、家屋被害、証明書発行、各種申請の有無などを入力する 【生活再建支援プロジェクト】
- ↓
- (2) 相談窓口の設置 報告口
- ・相談窓口に対応する職員を配置する 【生活再建支援プロジェクト】
 - ・生活再建に係る相談を受け、様々な支援制度や助成制度を紹介する 【生活再建支援プロジェクト】
 - ・相談窓口について広報する 【生活再建支援プロジェクト】
 - ・被災者台帳に相談内容を記載する 【生活再建支援プロジェクト】
 - ・個別対応を行う 【各班】

第4部 災害復旧・復興

第2章 被災者生活支援

第2節 住家等被害判定調査

【担当班】 被害調査班	【関係機関等】 和歌山県建築士会、和歌山県建築士事務所協会、和歌山県社会福祉課
【業務関連マニュアル】 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)	【関連様式】 県の報告様式-1 (その1)災害概況即報 P307 県の報告様式-2 (その2)被害状況即報 P308 県の報告様式-3 災害状況報告 P310 災害救助法の様式-1 被害状況調 P325

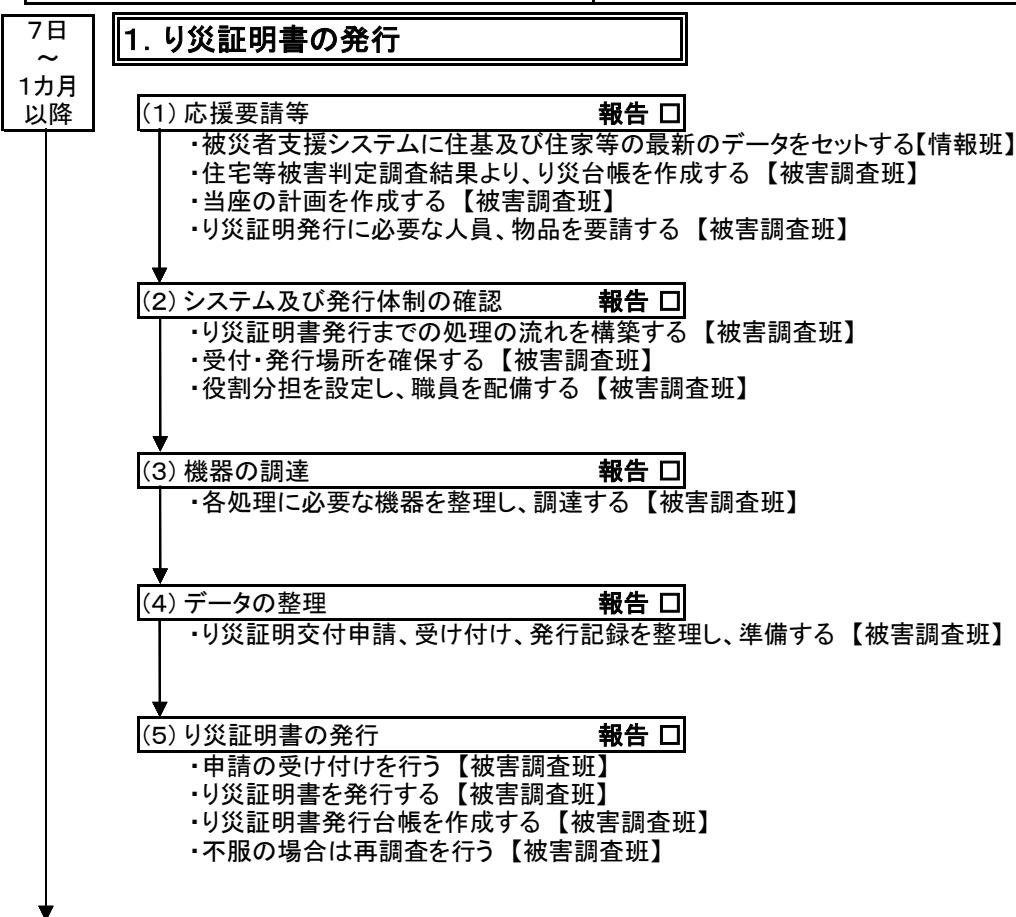


第4部 災害復旧・復興

第2章 被災者生活支援

第3節 り災証明書の発行

【担当班】 情報班、被害調査班	【関係機関等】
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 市の様式- 7 り災者名簿(人的調査票) P363 市の様式- 21 り災証明書交付申請書 P376 市の様式- 22 建物り災証明書 P377 市の様式- 23 被災証明書 P378



第4部 災害復旧・復興

第2章 被災者生活支援

第4節 生活資金等の支給・融資

【担当班】 生活再建支援プロジェクト	【関係機関等】 和歌山県社会福祉課、市社会福祉協議会、住宅金融支援機構
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 災害救助法の様式- 18 生業資金貸付台帳 P342



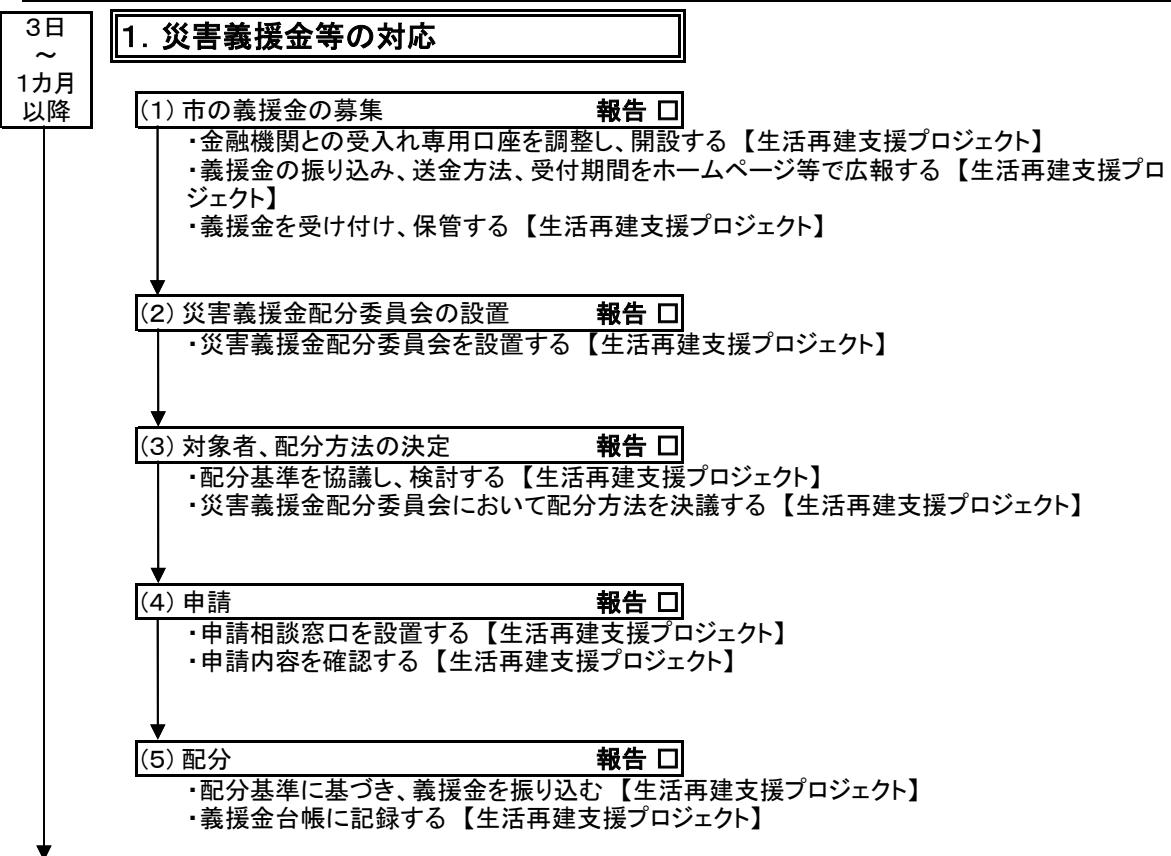
第4部 災害復旧・復興

第2章 被災者生活支援

第5節 災害義援金等の配布

【担当班】 生活再建支援プロジェクト	【関係機関等】 和歌山県社会福祉課、市社会福祉協議会、日本赤十字社、和歌山県共同募金会
-----------------------	--

【業務関連マニュアル】	【関連様式】 市の様式- 24 義援金受領書 P379 市の様式- 25 義援金振込受領書発行願 P380
-------------	---



※ 日本赤十字社からの被災者に対する救援物資(生活家電セット)の対象者の決定も行います。

第4部 災害復旧・復興

第2章 被災者生活支援

第6節 中小企業等の再建支援

【担当班】 産業対策班	【関係機関等】 金融機関、海南商工会議所、下津町商工会、海南青年会議所
【業務関連マニュアル】	【関連様式】 災害救助法の様式- 18 生業資金貸付台帳 P342

7日
～
1カ月
以降

1. 災害復旧資金の相談、あっせん

- (1) 融資制度の確認 報告口
 - ・融資の条件を確認する【産業対策班】
 - ・特別保障措置の適用等に係る金融機関を調整する【産業対策班】
- (2) 広報 報告口
 - ・災害復旧資金等の融資説明会を実施する【産業対策班】
- (3) 現状把握、融資相談 報告口
 - ・相談窓口を設置する【産業対策班】
 - ・相談の受け付けを行う【産業対策班】
- (4) あっせん、再建支援の実施 報告口
 - ・再建支援計画を作成し支援する【産業対策班】
 - ・再建支援を実施する【産業対策班】
 - ・融資、あっせんを実施する【産業対策班】
 - ・融資、あっせん等の対応を様式(生業資金貸付台帳)にとりまとめる【産業対策班】

